

# 官報

号外  
平成二十六年五月九日

## ○第百八十六回 衆議院会議録 第二十二号

平成二十六年五月九日(金曜日)

議事日程 第十五号

平成二十六年五月九日

午後一時開議

- 第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 日程第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

○議長(伊吹文明君) まず、新しく議席を得られました議員を紹介いたします。  
第四百三十八番、鹿児島県第二区選出議員、金子万寿夫君。

(金子万寿夫君起立、拍手)

議員辞職の件

○議長(伊吹文明君) 次に、昨八日、議員三日月大造君から、今般施行の滋賀県知事選挙立候補のため、衆議院議員を辞職いたしました御許可願いたし旨の辞表が提出されております。

辞職願

今般施行の滋賀県知事選挙立候補のため、衆議院議員を辞職いたしました御許可願います。

平成二十六年五月八日

衆議院議員 三日月大造  
衆議院議長 伊吹 文明殿

○議長(伊吹文明君) これにつきお諮りをいたします。  
三日月大造君の辞職を許可するに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、辞職を許可することに決まりました。

日程第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

議院送付)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。内閣委員長柴山昌彦君。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(柴山昌彦君登壇)

○柴山昌彦君 たいま議題となりました株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、株式会社地域経済活性化支援機構、いわゆるREVICに中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するための業務を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、経営者保証の付された債権の買い取り業務を追加するものであります。

第二に、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加するものであります。

第三に、特定専門家派遣について、専門家派遣先の範囲を拡大するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十六日日本委員会に付託され、二十三日甘利国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、二十五日に質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決

すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第二 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二に移ります。不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長山本幸三君。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(山本幸三君登壇)

○山本幸三君 たいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食品表示等の不正事案の多発や高齢者等の消費者被害の深刻化に鑑み、消費者の安全、安心を図るため、不当表示等に対する監視指導体制を強化するとともに、事業者の表示管理体制の強化に加え、地方を初めとする消費者行政の基盤強化等について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、不当景品類及び不当表示防止法に關しては、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導体制を強化するとともに、事業者に表示等に係る適正な管理体制の整備等の措置を講ずることを義務づけること、

第二に、消費者安全法に關しては、地域の消費者を見守るため、関係機関の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設し、消費生活相談体制を強化すること、

第三に、不当景品類及び不当表示防止法につき、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずることとする等であること、

本案は、去る三月二十八日、本會議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員會に付託されました。

委員會では、四月三日森國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月十日から質疑に入り、十五日及び十七日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めました。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

憲法審査会会長の報告を求めます。憲法審査会会長保利耕輔君。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕  
〔保利耕輔君登壇〕  
○保利耕輔君 たいいま議題となりました七党共同提案による法律案につきまして、憲法審査会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の附則第三条、第十一条及び第十二条に規定されている事項に關し必要な措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、憲法改正国民投票の投票権年齢に關し、現行法の本則では「十八歳以上」とされている投票権年齢について、この法律の施行後四年を経過するまでの間は「二十歳以上」とし、その後は、自動的に「十八歳以上」とすることといたしております。

また、公職選挙法上の選挙権年齢等の引き下げにつきましては、この法律の施行後速やかに、国民投票の投票権年齢と公職選挙法上の選挙権年齢との均衡等を勘案し、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずることといたしております。

第二に、公務員の政治的行為に係る法整備については、まず、公務員が行う国民投票運動について、賛成または反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明に限り、行うことができるものとす、ただし、当該勧誘行為が公務員に係る

他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないことといたしております。

次に、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとし、その違反に対し、罰則を設けることといたしております。

また、組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制のあり方については、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずることといたしております。

最後に、憲法改正問題についての国民投票制度に關し、その意義及び必要性についてさらに検討を加え、必要な措置を講ずることといたしております。

本案は、去る四月十日に本審査会に付託され、同日提出者船田元君から提案理由の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、複数回にわたって参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) たいいまの憲法審査会会長の報告について討論の通告がありますので、順次これを行います。まず、笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕  
○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、改憲手続法改定案に反対の討論を行います。(拍手)  
国の最高法規である憲法改定にかかわる法律改定に当たっては、現行法の問題点を含め、賛否を超えて、徹底した審議こそ必要であります。昨日の参考人質疑でも、憲法は国民のもの、国

民の意見を聞いて決めるべき、国民の声を聞き、国会の場でも徹底審議を、また、禍根を残すことにならないよう、さらに多くの論点について検討をなどの意見が、強く表明されました。

にもかかわらず、わずか四日間、十七時間の質疑で、国民的議論も全くないまま採決を強行するなど、到底許されません。断固抗議するものであります。

そもそも改憲手続法は、二〇〇七年五月、第一次安倍内閣のもとで、自公両党が国民の反対を押し切つて強行成立させた法律であります。

我が党は、その目的は九条改憲の条件づくりだとして反対しましたが、その内容も、とんでもないものであります。

改憲案に対する国民の承認にかかわつて国民投票の最低投票率の定めがなく、有権者のわずか一割、二割の賛成でも改憲案が通る仕組みになっているという根本的欠陥を初め、国民の自由な意見表明や国民投票運動を不当に制限し、改憲案の広報や広告が改憲推進勢力に有利な仕組みになっていることなど、極めて不公正で反民主的な法律であります。

その上、投票年齢や投票運動など法律の根幹にかかわる問題を宿題として先送りしたものであります。

以来七年、改憲手続法を動かすことができません。国民は誰も困らなかつたのであります。ところが、今回提案されている法案は、こうした根本的欠陥をそのままにして、ともかく憲法改定の国民投票ができるようにしようというものであります。反民主的な欠陥法を動かすなど、断じて認めることはできません。

このような法案を、自公両党だけでなく、民主党を含めた七党が共同で提案していることは、極めて無責任だと言わなければなりません。法案は、現行法が義務づけている選挙権年齢等の十八歳への引き下げを棚上げし、投票権年齢だけを確定するとしています。

手続法制定時、自公両党は、選挙権年齢、成年年齢を投票権年齢とともに十八歳とすることは、大前提、最低限の条件と答弁していたのであります。本法案は、当時の提出者の国民に対する説明にも真つ向から反するものと言わなければなりません。

また、法案は、公務員による国民投票運動をさらに広範囲に制限することによって、主権者国民の自由な意見表明や国民投票運動を一層妨げるものとなっております。

裁判官等の四職種の国民投票運動を禁止対象とするのは、手続法の審議過程さえ無視し、逆行するものです。新たに、組織による国民投票運動への規制を検討条項に盛り込み、NPOまで規制の対象にしようとしているのであります。国民の自由闊達な投票運動を抑え込もうというものであり、二重三重に許されません。

今日、安倍内閣が、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認への動きを強める一方、明文改憲についても、その条件づくりと、国民の中の改憲に向けた世論づくりを図ろうとしています。

しかし、この間の世論調査の結果が明確に示すように、国民の多数は、解釈改憲も明文改憲も望んでおりません。手続法の改定は、国民の要求から出たものでないことは明らかであります。

国民が求めておらず、欠陥だらけの改憲手続法は、改定ではなく、廃止すべきことを断固として求め、反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、武正公一君。

○武正公一君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

党を超えて協議が調い、本日採決の運びとなりましたことについて、まずは、各党幹事会メンバーを初め関係各位の皆様御尽力に感謝を申し上げます。

民主党は、若い世代にも、主権者として、また社会の一員として積極的に社会参加してほしいと考え、国民投票法が成立する以前から、選挙権年齢、成人年齢を十八歳に引き下げることを主張してまいりました。

国民主権を基本原理と掲げる我が国の憲法においては、言うまでもなく、憲法制定、改正の権限は国民自身にあります。それゆえ、民主党は、国民投票法を極めて重要な法律とみなし、より多くの国民が憲法に関する議論に参加し、意見を表明できるようにするべきであるとの立場を貫いてまいりました。その思いは、近代立憲主義が、憲法を、国民の権利、自由を国家権力から守るためにあると位置づけるからにほかなりません。

七年前の国民投票法の成立に当たっても、投票年齢の引き下げについては、民主党が主導的な役割を果たしました。

このたびの改正案の成立によって、四年を経過した後からは自動的に投票権年齢が十八歳以上に引き下げられること、また、選挙権年齢の引き下げについて引き続き努力することを八党で合意したことは、非常に大きな前進であると評価いたします。

また、公務員の政治的行為についても、国民の一人としての政治活動は原則として自由であると考え、国民投票法においても、地位利用など弊害のおそれがある部分に限って規制すべきであると主張してまいりました。

このたび、各党それぞれの考え方に違いはありながらも、互いに譲れるところは譲りつつ、民主党の主張を御理解いただき、純粋な勧誘行為と意見表明を行うことができるとする条文を盛り込む

ことができずしました。今後は、違法行為にはしっかりと対応しつつ、過度に萎縮的效果を生じさせることのないよう運用されることを期待いたします。

さらに、一般的国民投票の拡大について、附則での書きぶりを見直し、また、憲法審査会での議論を進めることが合意されたことも、国民の政治参加を促すことからも評価をいたします。

言うまでもなく、本改正案が成立すれば、憲法改正の国民投票が可能となります。しかし、そのことと、憲法改正に向けた環境整備とは、全く異なるものであります。これから私たち政治家が行うべきことは、まずは、若い世代を含め、国民投票法に係る制度の周知と、国民各層が憲法に対する関心を持つよう、環境の醸成、そして、憲法の守るべきところ、足らざるところについて、国民の皆さんと真摯な対話を行うことであります。

特に、高校など学校教育での憲法教育、政治教育、歴史教育などが求められ、また、社会教育としても、国民一般にも同様であります。

特定の政党、個人に偏らず、一方、政治的中立性を理由に一切排除せず、政府、自治体はもとより、企業、団体、学校、NPO法人などの、あらゆる団体、個人の、それぞれ積極的な取り組みを促すことも欠かせません。

決して、憲法改正に至るまでの道のりが遠いからといって、憲法をなし崩しにしてしまうようなことも許されません。国会でのこの十四年間の歩み、与野党での合意形成を目指して丁寧な議論を重ねてきたことを継続し、国民的議論を喚起し、憲法改正の発議を行い、国民投票に付す努力をすべきであります。

最後に、今後、各党プロジェクトチームにおいて、選挙権年齢、成人年齢の見直しを精力的に進めるとともに、政府には、立法府の意思を受けとめ、総務省、法務省を初め関係省庁の合意形成の

取り組みを強く求めるものであります。民主党は、これからも、現行憲法の基本理念を具現化し、真の立憲主義を確立するべく、国民とともに、憲法対話を進め、補うべき点、改めるべき点への議論を深め、未来志向の憲法を構想してまいります。

その決意を改めて申し上げ、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、三木圭恵君。

○三木圭恵君 日本維新の会の三木圭恵です。私は、日本維新の会を代表して、ただいま議題となっております法律案に対し、賛成の討論を行います。(拍手)

我々日本維新の会は、二度の国政選挙を、憲法改正を掲げて戦いました。いわば、日本維新の会の背骨は、自主憲法制定であります。

現行憲法は、施行後七十年近く経過しているわけですが、この間、一度も改正されることはありませんでした。このため、内外の激しい情勢変化に適応できておらず、国民の利益と安全を守ることが困難になりつつあります。

具体的には、大規模災害に対応する緊急事態法制や、深刻な財政危機に対する財政健全化の条項などが、議論の俎上に上ってきています。

個人の自立、地方の自立、国家の自立を目指す日本維新の会は、国際的な競争時代を迎え、国は外交や安全保障、マクロ経済に専念し、国民の生活に直結することは地方に任せるといって統治機構改革、グレートリセットをなし遂げるため、憲法改正が必要だと考えます。

できることとなり、その意味で、この法律案は画期的なものであると考えます。

日本維新の会は、憲法改正の是非を判断する国民の権利を保障するためにも、一日も早く国民投票法を整備すべきだと考えてきました。その観点から、日本維新の会は、昨年五月、他党に先駆けて、国民投票法改正案を提出し、国民投票法の改正の議論をリードしてきました。

このたびの法律案は、昨年五月に提出した日本維新の会案とほとんど同じであったことから、一日も早く国民投票法改正案を成立させるべきだと考え、日本維新の会も共同提出することにいたしました。

今回、結果として、七会派によって共同提出することができました。

憲法改正を国会が発議するには、衆参両院で総議員の三分の二以上の賛成が必要です。憲法改正の手続を整備するこの法律案についても、できるだけ多くの賛成を得る、あるいは、できるだけ多くの会派が共同で法律案を提出することが望ましいことです。

今回、七会派が共同で法律案を提出することができたことについて、提出者の御苦労に心より敬意を表したいと思います。

ただし、残された課題があることも指摘せざるを得ません。

憲法改正の国民投票運動については、公務員であっても、特定の政治的目的を持たない賛否の勧誘は自由に行えるようにすべきであり、この点は、七年前、憲法改正国民投票法が制定された際に、立法者の意思として強調された点です。

そこで、本改正案においては、公務員が行う国民投票運動については、純粋な賛否の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限る、行うことができることとしたところであります。

日本維新の会としては、このように公務員の国民投票運動を認めるかわりに、選挙運動など地方

公務員の政治活動については、国家公務員並みに規制すべきだと考えています。

そこで、日本維新の会は、平成二十四年八月に当時の自由民主党、みんなの党、たちあがれ日本の三会派が提出した、地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案をベースに、昨年、地方公務員の政治活動規制法案を提出いたしました。

日本維新の会としては、本改正案と運動して地方公務員の政治活動規制法案を成立させたかったのですが、ほかの会派の御賛同を得るところまでは至りませんでした。

そこで、四月三日に、提出七会派を含む八党の間で確認書が取り交わされ、次の項目について合意に至りました。

一 地方公務員の政治的行為について国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐこととする。

日本維新の会としては、この確認書に基づいて、公務員の政治的中立性、公務の公正性を確保するため、ほかの会派の皆様方の御理解をいただき、できるだけ早く法整備を進める所存でございます。

この法律案が成立した暁には、具体的に憲法改正の発議ができるようになりますので、憲法審査会においても、いよいよ具体的な憲法改正の身中の議論が始まるのではないかと考えます。

日本維新の会は、昨年三月、党内に憲法調査会を設置し、昨年四月に憲法九十六条の改正案を作成しただけでなく、昨年六月には、憲法改正に関する我が党の基本的方向性を、中間報告という形で取りまとめました。ことしに入ってから、首都直下型地震などへの対応を念頭に、緊急事態に関する憲法改正条文案の作成に着手しております。

憲法九条に関連して、日本維新の会は、去る四月、集団的自衛権の行使を認める見解を公表しま

したが、本来であれば、憲法の明文改正によって対応すべきです。

憲法の不備によって国民の利益が損なわれ、安全が脅かされるような事態は、あってはならないことです。憲法改正を発議する権限を持つ国権の最高機関である国会の責務は、実に重いと思っております。

今回の審議の中でも、憲法に対する考え方や今後の憲法論議に対する姿勢について、幾つかの答弁がありました。ぜひ憲法審査会において、積極的に憲法論議を行い、できるだけ早く憲法改正案を作成して、国民の判断を仰ぐようにすべきであり、そのために、日本維新の会は、積極的に改憲論議を牽引していく所存でございます。

日本の国を思う全ての良識ある国会議員の皆様、ともに、大いに議論をして、一日も早く、日本国民の手で、主権国家にふさわしい憲法をつくっていくようではありませんか。

以上で、私の賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、小池政就君。

〔小池政就君登壇〕

○小池政就君 結いの党の小池政就です。ただいま議題となりました七会派の共同提出案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が党は、既に期限が経過しているいわゆる三つの宿題いずれに対しても、明確な回答を持った独自案を示してまいりました。

その後、憲法審査会や各党協議の場において議論を行い、結果、我が党案も組み入れた形で本案の策定に至りました。

ただし、共同提出案で合意された確認書にもありますように、十八歳への選挙権年齢引き下げについては、本法案成立後速やかに各党間でプロジェクトチームが設置され、確実なロードマップを策定していく必要があるなど、これで終わったわけではありません。成立後においても積極的な

取り組みを、各党各会派及び政府にお願いをしたいと思います。

また、我が党が主張しております公職選挙法及び教育者の地位利用に対する罰則規定の創設については、今後の検討課題となりました。

公務員の政治的行為だけがすぐに緩和されて、選挙権年齢引き下げは一筋縄ではいかないとすれば、若年層の権利よりも公務員の権利の方が大事なのかと言われかねません。確認書で示されていることをしっかりと実行していくことで、そういった懸念を払拭していく必要があります。

加えて、憲法改正以外の一般的国民投票についても、我が党は具体的な設計図を示しましたので、今後も、この議論をリードしていきたいと考えております。

ともかく、本法案成立に伴い、時の内閣ではなく、蚊帳の外に置かれていた国民がみずから憲法の形は是非を問う権利を確立するという、立法府としての最低限の責任が果たされようとしております。今後も、国民を信じ、困難な課題でも、正面から向き合い、国会を通して憲法論議を広く喚起していくことではありませんか。

結いの党は、国民に対し、安全保障分野のみならず、この国をつかさどる統治機構改革においても、時代の要請に応じて憲法について不断の見直しを行うという立場で、今後も積極的に発信していくことを申し上げ、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、小宮山泰子君。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 生活の党の小宮山泰子でございます。私は、生活の党を代表して、ただいま議題となっております法律案に対し、賛成の討論を行います。(拍手)

まず、冒頭、ナイジェリア北東部で起こったイスラム過激派ボコ・ハラムと見られる武装集団に

よつて多数の女子学生、少女が連れ去られた事件に對して、強い憤りと抗議を表明いたします。

さて、この法律案は、日本国憲法の改正手続に關する法律の附則に規定された三つの宿題に對應して憲法改正の手續を整備するもので、憲法改正の土俵づくりをするものであります。成立すれば、憲法改正国民投票を実施できることとなり、その意味で、画期的なものであります。

また、この法律案は、七会派で共同提出することができた点も評価いたします。

生活の党も、鈴木克昌法案提出者を通じ、主張すべきところは主張し、なるべく多くの会派の合意で成案を得るべく、真摯に協議に挑んでまいりました。

我が党は、協議中、選挙権年齢等の引き下げについて、四年以内と年限を定め、必要な法制上の措置をすべきと主張してまいりました。

選挙権年齢は、二年以内の引き下げを目指して各党にプロジェクトチームを設置することが提出会派間で合意され、附帯決議にも、二年以内を目的に必要な法制上の措置を講ずることが盛り込まれたことで、我が党の意見が取り入れられました。

生活の党としては、引き続き、選挙権年齢等の引き下げに関する議論をリードしてまいります。さて、この法律案が成立した暁には、具体的に憲法改正の発議ができることとなります。

我が党は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義、国際協調という憲法の四大原則を堅持した上で、時代の要請を踏まえ、憲法の規定を一部見直し、足らざるを補う、加憲をすべきであると考へます。今後の憲法改正論議においても、この基本的考え方に基づき、議論をリードしていきたいと考えています。

この法律案が、憲法前文にある「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会におい

て、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」、このことを主権者たる国民とともにつくる礎になることを願つて、私の賛成討論といたします。(拍手)  
○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終結をいたしました。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の憲法審査会会長の報告は可決であります。本案を憲法審査会会長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は憲法審査会会長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席國務大臣

総務大臣 新藤 義孝君  
國務大臣 甘利 明君  
國務大臣 森 まさこ君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る四月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
特許法等の一部を改正する法律  
(通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律  
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

一、去る四月二十五日、安倍内閣総理大臣から伊吹議長宛て、次の通知書を受領した。  
閣議第二二六号  
平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 伊吹 文明殿

私は、平成二十六年四月二十九日(火)午後零時三十分羽田空港発、五月八日(木)午後四時五十分同空港着の予定で、ドイツ連邦共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ポルトガル共和国、スペイン、フランス共和国及びベルギー王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)  
一、去る四月二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一條第一項の規定に基づく「平成二十五年中小企業の動向」に関する報告  
中小企業基本法第十一條第二項の規定に基づく「平成二十六年中小企業施策」についての文書  
一、去る四月三十日、麻生内閣総理大臣臨時代理から伊吹議長宛て、次の報告書を受領した。  
内閣総第四五号  
平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎  
國務大臣 伊吹 文明殿

衆議院議長 伊吹 文明殿  
衆議院議員 鹿兒島第二区選出議員補欠選挙における当選人について

平成二十六年四月二十七日執行の衆議院鹿兒島第二区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第八條第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成二十六年四月二十七日  
当選年月日 平成二十六年四月三十日  
当選告示年月日 平成二十六年四月三十日  
当選証書付与年月日 平成二十六年四月三十日  
全候補者の得票総数 一、二六、一八一票  
法定得票数 二一、〇三〇、一六六票

当選 人 金子万寿夫  
得票 数 六六、三六〇票  
住 所 鹿兒島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江九番地七

職業 政党支部長  
届出政党等の名称 自由民主党  
生 年 月 日 昭和二十二年一月十一日  
(当選証書対照)

一、昨八日、補欠選挙の結果当選した次の議員に對し、当選証書の対照を終わった。  
鹿兒島第二区選出議員 金子万寿夫君  
(応召議員)

一、昨八日、召集に応じた議員は次のとおりである。  
小選挙区選出 鹿兒島第二区 金子万寿夫君  
(議席変更)

一、昨八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

四四三 今枝宗一郎君  
四四八 野中 厚君  
四五四 長崎幸太郎君  
(議席指定)  
一、昨八日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。  
四三八 金子万寿夫君

(理事補欠選任)

一、昨八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 後藤 齋君(理事三日月大造君昨八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

青山 周平君

三ツ林裕巳君

秋葉 賢也君

黄川田仁志君

川田 隆君

井林 辰憲君

小松 裕君

富樫 博之君

福山 守君

村井 英樹君

後藤 祐一君

玉木雄一郎君

遠藤 敬君

岩永 裕貴君

杉田 水脈君

浦野 靖人君

富樫 博之君

赤枝 恒雄君

三ツ林裕巳君

菅川 博義君

玉木雄一郎君

後藤 祐一君

赤枝 恒雄君

小松 裕君

井林 辰憲君

川田 隆君

黄川田仁志君

秋葉 賢也君

菅川 博義君

青山 周平君

村井 英樹君

福山 守君

岩永 裕貴君

遠藤 敬君

浦野 靖人君

杉田 水脈君

外務委員

辞任

木原 誠二君

菅家 一郎君

小林 鷹之君

武部 新君

玉城テニ一君

小宮山泰子君

菅家 一郎君

木原 誠二君

武部 新君

小林 鷹之君

小宮山泰子君

玉城テニ一君

財務金融委員

辞任

田畑 毅君

今野 智博君

牧島かれん君

鈴木 憲和君

松本 洋平君

石川 昭政君

石川 昭政君

松本 洋平君

今野 智博君

田畑 毅君

鈴木 憲和君

牧島かれん君

鈴木 憲和君

牧島かれん君

文部科学委員

辞任

菅野さちこ君

根本 幸典君

小林 茂樹君

井野 俊郎君

比嘉奈津美君

福山 守君

菊田真紀子君

郡 和子君

遠藤 敬君

田沼 隆志君

三宅 博君

三木 圭恵君

郡 和子君

泉 健太君

井野 俊郎君

菅野さちこ君

根本 幸典君

小林 茂樹君

福山 守君

泉 健太君

比嘉奈津美君

菅野さちこ君

菊田真紀子君

遠藤 敬君

田沼 隆志君

三宅 博君

三木 圭恵君

三宅 博君

厚生労働委員

辞任

赤枝 恒雄君

小田原 潔君

今枝宗一郎君

津島 淳君

大久保三代君

池田 道孝君

金子 恵美君

石川 昭政君

小松 裕君

中谷 真一君

田畑 裕明君

岩田 和親君

高橋ひなこ君

務台 俊介君

輿水 恵一君

樋口 尚也君

池田 道孝君

門山 宏哲君

岩田 和親君

田所 嘉徳君

石川 昭政君

金子 恵美君

小田原 潔君

赤枝 恒雄君

経済産業委員

辞任

門山 宏哲君

大久保三代君

田所 嘉徳君

田畑 裕明君

津島 淳君

今枝宗一郎君

中谷 真一君

小松 裕君

務台 俊介君

高橋ひなこ君

樋口 尚也君

輿水 恵一君

六見 陽一君

池田 道孝君

石崎 徹君

秋本 真利君

越智 隆雄君

前田 一男君

福田 達夫君

神田 憲次君

宮崎 謙介君

金子 恵美君

宮崎 政久君

瀬戸 隆一君

八木 哲也君

工藤 彰三君

秋本 真利君

大岡 敏孝君

池田 道孝君

神山 佐市君

金子 恵美君

高木 宏壽君

瀬戸 隆一君

助田 重義君

高木 宏壽君

三ツ林裕巳君

三ツ林裕巳君

小田原 潔君

小田原 潔君

宮崎 政久君

大岡 敏孝君

石崎 徹君

神山 佐市君

穴見 陽一君

神田 憲次君

福田 達夫君

工藤 彰三君

八木 哲也君

中山 展宏君

宮崎 謙介君

前田 一男君

越智 隆雄君

一、去る四月三十日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

農林水産委員 金子万寿夫君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

菅野さちこ君

福山 守君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

菅野さちこ君

川田 隆君 湯川 一行君  
八木 哲也君 中谷 元君  
西野 弘一君 馬場 伸幸君  
樋口 尚也君 濱村 進君  
佐藤 正夫君 渡辺 喜美君  
厚生労働委員

松本 純君 宮川 典子君  
宮川 典子君 松本 純君  
議院運営委員

中 光成君 青柳陽一郎君  
三日月大造君 後藤 齋君  
青柳陽一郎君 中 光成君

(特別委員辞任及び補欠選任)  
一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠  
穴見 陽一君 大野敬太郎君  
田畑 裕明君 青山 周平君  
武正 公一君 奥野総一郎君  
青山 周平君 今野 智博君  
大野敬太郎君 穴見 陽一君  
今野 智博君 田畑 裕明君  
奥野総一郎君 武正 公一君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)  
一、昨八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
憲法審査会委員

辞任 補欠  
大塚 高司君 野中 厚君  
河野 太郎君 秋本 真利君  
鈴木 馨祐君 瀬戸 隆一君  
高木 宏壽君 前田 一男君  
棚橋 泰文君 桜井 宏君  
野田 毅君 田野瀬太道君  
原田 憲治君 池田 道孝君

松本 洋平君 宮崎 謙介君  
山本ともひろ君 小田原 潔君  
三谷 英弘君 大熊 利昭君  
島中 光成君 小池 政就君  
鈴木 克昌君 小宮山泰子君  
小田原 潔君 青山 周平君  
瀬戸 隆一君 青柳陽一郎君  
田野瀬太道君 鬼木 誠君  
野中 厚君 中谷 真一君  
池田 道孝君 大岡 敏孝君  
原田 憲治君 大塚 高司君  
桜井 宏君 棚橋 泰文君  
中谷 真一君 高木 宏壽君  
前田 一男君 松本 洋平君  
宮崎 謙介君 三谷 英弘君  
大熊 利昭君 島中 光成君  
小池 政就君 鈴木 克昌君  
小宮山泰子君 山本ともひろ君  
青山 周平君 河野 太郎君  
秋本 真利君 鈴木 馨祐君  
大岡 敏孝君 野田 毅君  
鬼木 誠君

(議案提出)  
一、去る四月二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

一、去る四月二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案  
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案  
(議案受領)  
一、去る四月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
会社法の一部を改正する法律案

(議案付託)  
一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出 第四六号) 法務委員会 付託  
(議案送付)  
一、去る四月二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
一、去る四月二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
会社法の一部を改正する法律案(第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査)  
会社法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査)  
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案  
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案  
道路法等の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律案  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案  
一、去る四月二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沢鋭仁君外六名提出)  
一、去る四月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(玄葉光一郎君外七名提出)

(議案通知)  
一、去る四月二十五日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。  
会社法の一部を改正する法律案(階猛君外一名提出)  
農業者戸別所得補償法案(第百八十三回国会、大串博志君外六名提出)  
農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出)  
中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出)  
環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出)  
一、去る四月二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
特許法等の一部を改正する法律案  
(議案通知書受領)  
一、去る四月二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
著作権法の一部を改正する法律案  
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案  
(質問書提出)  
一、去る四月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
中華人民共和国における日本企業の供託金支払いに関する質問主意書(小池政就君提出)  
我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)  
北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に対する政府の見解に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

平成二十六年五月九日 衆議院会議録第二十二号  
議長報告

内閣法制局作成の「憲法関係答弁例集」に関する質問主意書(辻元清美君提出)

集団的自衛権の解釈に関する質問主意書(辻元清美君提出)

「砂川判決」と自衛隊の合憲性に関する質問主意書(辻元清美君提出)

「砂川判決」と集団的自衛権に関する質問主意書(辻元清美君提出)

「去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日米首脳会談と日米共同声明に関する質問主意書(辻元清美君提出)

いわゆる袴田事件に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解を問う質問主意書に対する同内閣の回答等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

「去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に対する我が国の民間企業の対応に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

「去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大熊利昭君提出安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

議長長の報告

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

「去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大熊利昭君提出安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員菅直人君提出エネルギー基本計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出我が国の膨大な借金の原因に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「北西太平洋における生物資源の保存、合理的の利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」の効果に関する質問に対する答弁書

平成二十六年四月十五日提出 質問 第一二二一号

安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問主意書

提出者 大熊 利昭

安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問主意書

平成二十六年四月五日、安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬がされた。外務省のウェブサイトによれば、その概要として、「安倍総理から、我が国の安全保障政策について、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、集団的自衛権等と憲法との関係に係る検討を含む様々な取組を着実に進めてきていることを説明し、これらを日米同盟強化につなげていきたい旨述べました。」とある。ここでの集団的自衛権とは、いわゆる限定容認論としての集団的自衛権のことであるか。もしくは、限定容認論にとどまらない一般的な集団的自衛権のことであるか。右質問する。

内閣衆質一八六第一二二一号

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員大熊利昭君提出安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大熊利昭君提出安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭君提出安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、対応を改めて検討していく考えである。御指摘の安倍晋三内閣総理大臣の発言は、この趣旨を述べたものである。

平成二十六年四月十五日提出 質問 第一二二二号

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書

成十九年三月十六日内閣衆質一八六第一一〇号(三)についてお答えしたものと同じであり、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を見直すことや当該内閣官房長官談話に關して新たな談話を発表することは考えていない。とされ、「前回答弁書」でも「先の答弁書(平成二十六年四月一日内閣衆質一八六第八六号)一から九までについてお答えしたとおりである。」とされているだけである。また、「前々回答弁書」の中で挙げられている過去の答弁書を見ても、同談話が作成された経緯について主に述べられているだけで、安倍総理としての同談話に対する認識、評価は明確にされていないと考える。安倍総理として、その作成過程も含め、河野談話に対してどのような認識を有し、どう評価しているのか明らかにされることを再度求める。

二 与党内において、河野談話を見直すべきとの意見もあり、安倍総理としても本年二月に同談話を検証することを表明していた。そうした流れの中で今回、安倍総理が前文で挙げたように、同談話を見直さないと決断するに至った理由を問うたが、「前々回答弁書」でも「前回答弁書」でも、何の答弁もなされていない。右の理由は何か、明らかにしたうえで答弁されたい。

三 「検証並びに「見直し」の定義について、前々回答問主意書、前回答問主意書でも同様の質問をしているが、「前々回答弁書」並びに「前回答弁書」では何も触れられていない。右の理由は何か、明らかにしたうえで答弁されたい。

要があるということ、政府として、同談話に疑義を抱いているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十六年四月一日内閣衆質一八六第八六号)一から九までについてお答えしたとおりである。」とされているだけで、何の答弁もなされていない。右の理由は何か、明らかにしたうえで答弁されたい。

五 「前々回答弁書」では「政府としては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要であると考えている。」との答弁がなされている。河野談話に關し、安倍総理が「作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要である」と考える理由は何か、改めて説明されたい。

六 五の答弁にある「しかるべき形」とはどのようなものを指しているのか説明されたい。

七 例えば、本年二月二十日の衆議院予算委員会で、石原信雄元内閣官房副長官は、同談話を作成する過程において、いわゆる従軍慰安婦と言われた方々の証言を裏付ける調査は行っていない旨の答弁をしている。政府として、河野談話の作成過程の実態を把握した結果、右に關して新たな事実が見つかった場合でも、同談話を否定する、または見直しをして、新たな談話を出すことはしないのか、再度確認を求める。

平成二十六年五月九日 衆議院會議録第二十二号

議長の報告

衆議院議長 伊吹 文明殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に關する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一八六第一一二号  
平成二十六年四月二十五日

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に關する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に關する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

九

平成二十六年五月九日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

内閣衆質一八六第一二三号  
平成二十六年四月二十五日

衆議院議長 伊吹 文明殿  
衆議院議員菅直人君提出エネルギー基本計画に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員菅直人君提出エネルギー基本計  
画に関する質問に対する答弁書

一について  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に  
関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号。  
以下「原子炉等規制法」という。)第四十三條の三  
の六第一項第四号の規定に基づき定められてい  
る実用発電用原子炉及びその附属施設的位置  
構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五  
年原子力規制委員会規則第五号等(以下「新規  
制基準」という。))については、国際原子力機  
関や諸外国の規制基準を参考にしながら、我が国  
の自然条件の厳しさ等も勘案し、地震や津波へ  
の対策の強化やシビアアクシデント対策の導入  
を図つた上で、世界最高水準の基準となるよう  
策定したものである。

なお、新規制基準においては、事業者が満足  
しなればならない性能の水準を定めており、  
これを実現する方法の詳細についてあらかじめ  
指定しておらず、国際的にも、原子力に係る規  
制基準においては、性能基準を規定していると  
承知している。

二及び三について

原子力規制委員会は、原子炉等規制法により  
発電用原子炉(原子炉等規制法第二條第五項に  
規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。)の規  
制を行い、発電用原子炉設置者から提出された  
原子炉設置変更許可申請書等に関し、新規制基  
準への適合性について審査を行つており、「エ  
ネルギー基本計画」(平成二十六年四月十一日閣

議長の報告

議決定において記述されているとおり、「原子  
力発電所の安全性については、原子力規制委員  
会の専門的な判断に委ねられている。なお、同委  
員会により、新規制基準への適合性が確認され  
た原子力発電所については、その判断を尊重し  
再稼働を進めることとしており、その際、国も  
前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力  
を得るよう、取り組んでまいりたい。

また、御指摘の「地域住民の安全性の意味す  
るところが必ずしも明らかではないが、都道府  
県及び市町村において、原子力発電所が再稼働  
するか否かにかかわらず、住民の生命、身体及  
び財産を災害から保護することを目的として、  
当該地域の事情を勘案した上で、災害対策基本  
法(昭和二十六年法律第二百二十三号)に基づ  
き、地域防災計画の作成等がなされており、政  
府としては、原子力防災会議の下、関係府省庁  
による同計画の作成の支援等を行つていこと  
ろである。

平成二十六年四月十六日提出  
質問 第一二四号

一九七二年の沖繩返還時の原状回復補償費の  
肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次  
安倍内閣の認識等に関する質問主意書  
提出者 鈴木 貴子

一九七二年の沖繩返還時の原状回復補償費  
の肩代わりに係る密約に対する第一次・第  
二次安倍内閣の認識等に関する質問主意書

一九七二年の沖繩返還時に、本来なら米側が  
支払うべき原状回復補償費を日本政府が肩代わり  
することを定めたとされる密約(以下、「密約」と  
する。)に関し、二〇一三年十一月十三日の参議院  
国家安全保障特別委員会(以下、「委員会」とす  
る。)において、福島みずほ参議院議員が質問をし  
ている。右に対して、第一八五回臨時国会におい  
て質問主意書を提出し、全五項目に渡る質問を

行つたところ、政府答弁書(内閣衆質一八五第七  
二号。以下、「政府答弁書」とする。)では「いわゆ  
る『密約問題』については、この問題により、外交  
に対する国民の理解と信頼が失われているとの観  
点から、過去の事実を徹底的に明らかにするた  
め、平成二十一年九月から外務省が徹底した調査  
(以下「外務省調査」という。)を行い、その結果を  
平成二十二年三月に公表したところである。

また、「いわゆる『密約』問題」に関する有識者委  
員会報告書では、四百万ドルの土地の原状回復  
補償費については「広義の密約」があったとの見解が  
示されているが、他方で、外務省調査の報告書  
は、「原状回復補償費四百万ドルを日本側が肩代  
わりすることを内容とする非公表の文書(議論の  
要約)」は発見されず、作成されたかどうかも確  
認できなかったとしている。

当時の状況については、簡単に判断できるもの  
ではなく、「いわゆる『密約』問題」に関する有識者  
委員会報告書においても、外交には、ある期  
間、ある程度の秘密性はつきものであるとした上  
で、外交に対する評価は、当時の国際環境や日本  
国民全体の利益・国益に照らして判断すべきもの  
である旨述べられている。しかし一方で、この問  
題が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、  
明らかにされてこなかったことは遺憾であると考  
えている。政府としては、今後とも、国民と共に  
歩む外交を實踐し、国民の負託に応える外交の実  
現に努力していきたいと考えている。」との答弁が  
なされているだけである。右を踏まえ、質問す  
る。

一 「委員会」において福島議員が、「密約」の存否  
に関する現在の安倍晋三内閣の認識を問に質し  
たのに対し、菅義偉内閣官房長官は「民主党政  
権当時の報告書については現政権でも踏襲をし  
てまいります。」との答弁をしている。右答弁  
は、安倍晋三内閣としての公式の見解であるか  
との質問に対し、「政府答弁書」では何も明確な

答弁がなされていない。右の理由は何か説明さ  
れたい。

二 民主党政権時に付られた外務省による調査  
結果を受けた報告書と、民間有識者により構成  
された検証委員会による調査を受けた報告書で  
は、「密約」の存否に対するスタンスに差異があ  
る。前文で触れた「政府答弁書」の答弁を見て  
も、それは明らかである。一の菅長官の答弁  
は、外務省と検証委員会の報告書、どちらのス  
タンスを踏襲するものであるのか。「政府答弁  
書」の「当時の状況については…」以下を讀ん  
でも、どちらでもない、またはどちらも正しいと  
もとれる、極めてあいまいな答弁しかなされて  
いないと考えるが、「密約」はあったのか、また  
はなかったのか、安倍内閣の認識を簡潔に述べ  
られたい。

三 「密約」に関し「政府答弁書」では、「この問題  
が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、  
明らかにされてこなかったことは遺憾である。」  
との答弁がなされている。安倍内閣として、  
「密約」に関するどのような情報が国民に明らか  
にされてこなかったと認識しているのか、明確  
に説明されたい。

四 「密約」に関し「政府答弁書」では、「この問題  
が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、  
明らかにされてこなかったことは遺憾である。」  
との答弁がなされている。安倍内閣として、  
「密約」に関する三の情報が、なぜ長期間に渡り  
国民に明らかにされてこなかったと認識してい  
るのか、明確に説明されたい。

まで秘匿されてきた背景には、どのような国際環境があったと認識しているのか、明確に説明されたい。

六 「密約」に関し「政府答弁書」には、「外交には、ある期間、ある程度の秘密性はつきものであるとした上で、外交に対する評価は、当時の国際環境や日本国民全体の利益・国益に照らして判断すべきものである旨述べられている。」との答弁がなされている。安倍内閣として、当時、「密約」がすぐ国民に明らかにされず、今日まで秘匿されてきたことで、我が国民全体の利益・国益にどのような効果があったと認識しているのか、明確に説明されたい。

七 「密約」に関しては、第一次安倍内閣において、それを明確に否定する政府答弁書(例えば内閣衆質一八六第一一五号、二二二二号、二二三三号、二三四号、四二〇号、四六八号、四七二号)が閣議決定されてきた。その答弁の内容は、「沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返して説明している」とあり、沖縄返還協定がすべてである」というものであった。当時の第一次安倍内閣の答弁と、一の前長官の答弁には明らかに差異がある。右について説明を求めたが、「政府答弁書」では何の答弁もなされていない。右の理由は何か説明をされたい。

八 第一次安倍内閣において、「密約」に関してウソの答弁を続けてきたことの理由を問うたが、「政府答弁書」では何の答弁もなされていない。右の理由は何か説明されたい。  
九 沖縄返還時において、「いわゆる『密約』があったと安倍政権は認識しているか。右質問する。

内閣衆質一八六第一二四号  
平成二十六年四月二十五日

衆議院議長 伊吹 文明殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する質問に対する答弁書  
一、七及び八について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月二十六日内閣衆質一八五第七二号。以下「答弁書」という。)一から五までについてお答えしたとおりであるから、「何も明確な答弁がなされていない」と及び「何の答弁もなされていない」との御指摘は当たらないと考える。  
二から六まで及び九については、お尋ねについては、答弁書一から五までについてお答えしたとおりである。

平成二十六年四月十六日提出  
質問 第一一二五号

いわゆる袴田事件に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 貴子

昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行ってきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右と前回答弁書(内閣衆質一八六第一〇六号)を踏まえ、再質問する。  
一 袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続け

てきたが、今回袴田事件の再審が決定したこと  
で身柄が釈放された。右に対する政府の見解を問うたが、「前回答弁書」では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。」との答弁がなされている。再審請求審係属中云々に関係なく、国民の自由がこのように長期間奪われ続けてきたことに対する安倍晋三内閣総理大臣の率直な見解を示されたい。

二 塩谷立衆議院議員を会長とする「袴田巖さん」を支援する超党派の国会議員連盟は、本年三月二十八日、「検察には、地裁が判断した事実を重く受け止め、最大限の配慮の上、即時抗告を断念することを強く求める」との声明を発表し、その後福田伸夫法務事務次官を訪ね、谷垣禎一法務大臣あての議員連盟としての声明を渡していることと承知する。「前回答弁書」では、谷垣大臣は同日に右声明を受領していることが明らかにされている。前回質問主意書で、右の声明に対して谷垣大臣はどのような見解を有しているか、更に谷垣大臣として右の声明を受けてから、法務省内、特に検察当局に対し、何らかの指示を出しているか否かを問うたが、「前回答弁書」では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。」とされているだけである。右の声明は、国民の代表たる国会議員が、国民の思いを受けて谷垣大臣に渡した、極めて重いものである。それが今後法務省内においてどのような手続きが踏まれ、袴田氏の再審においてどのような扱われるのか、可能な限りで説明されたい。

三 袴田氏の弁護団、支援者は、袴田氏が逮捕された当時、時に一日十時間以上の長時間に渡る取調べを受け、しかもその際に、警察官により棍棒で殴られる等の熾烈な暴力にさらされたことと訴えている。右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか。調査結果云々は問うことはないところ、調査をしてい

るか否かのみ、明らかにされたい。  
四 本年三月三十一日、静岡地方検察庁は即時抗告を行った。しかし、三の経緯に鑑みても、政府、検察として、袴田事件の再審決定に対して即時抗告をするのではなく、同判決を受け入れ、袴田氏の人権回復に努めるべきであったと考える。右についての谷垣大臣の見解を前回質問主意書で問うたが、「前回答弁書」では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。」とされているのみである。静岡地方検察庁は言うまでもなく政府・行政の一部をなすものであり、法務大臣の指揮監督下に置かれるものである。静岡地検の即時抗告について谷垣法務大臣には、いつどのような形で報告を受けたか、明らかにされたい。

五 静岡地検の即時抗告手続きは、静岡地検の独自の判断か。  
六 静岡地検の即時抗告手続きはどの様に、法務省、検察庁に連絡がいったか、時系列を示されたい。  
右質問する。

内閣衆質一八六第一二五号  
平成二十六年四月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 伊吹 文明殿  
衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する再質問に対する答弁書  
一から三までについて  
現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えた。  
四から六までについて  
お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機

関の活動内容に関わる事柄であるので、詳細についてお答えすることは差し控えるが、御指摘の即時抗告について、静岡地方検察庁検察官は、上級庁と適切に協議したものと承知しており、また、検察当局から報告を受けた法務当局において、谷垣法務大臣に対して適切に報告を行っている。

平成二十六年四月十七日提出  
質問 第一二二六号

我が国の膨大な借金の原因に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

我が国の膨大な借金の原因に関する質問主意書

我が国の公債残高は平成二十五年末に約七百五十兆円に達している。これは対GDP比で百五十四パーセントとなり、OECDの国際比較においては主要先進国中最悪の水準となつてしまつてゐる。この水準は戦争を遂行していた太平洋戦争末期をも超える水準に達し、極めて憂慮される事態となつてゐる。そこでお尋ねする。

一 我が国の膨大な財政赤字を生んだ原因はどこにあると考えるか。政府の見解をお示し願いたい。

二 公共事業費の増加と累積財政赤字は関連すると考えるか、政府の見解をご教示願いたい。

三 平成二十六年予算編成等に関する建議には、「累次の減税政策等に伴う税収の減少が続き、結果として歳出と税収のギャップが拡大し、一般会計における公債への依存度は年々高まつてゐる」とある。政府は、減税政策は財政赤字の原因となつてゐるというご認識か。

四 我が国の膨大な財政赤字を生んだ原因として、これまでの歴代内閣のどの政策が財政赤字の原因となつたか、各内閣ごとに財政赤字の原因となつた政策を例示した上で、政府の見解

をお示し願いたい。

五 財政破たんの状態になつた場合、その後、我が国はどのような状態になると、政府は予測しているか、想定される最悪のケースについて、検討状況をお示し願いたい。

六 財政破たんを回避するためには、今からどのような対策を打つべきであると考えているか。政府の見解をお示し願いたい。

答弁は、質問番号を束ねた雑なものではなく、質問番号ごとに区切つて、具体的に答弁いただくことを要請する。

内閣衆質一八六第一二六号  
平成二十六年四月二十五日

衆議院議長 伊吹 文明殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員長妻昭君提出我が国の膨大な借金の原因に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出我が国の膨大な借金の原因に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

我が国の財政赤字については、特に平成二年度以降、顕著に累積しているが、その主な要因としては、歳出面では、急速な高齢化の進展による社会保障関係費の増加や、バブル崩壊以降の景気対策に伴う御指摘の公共事業関係費の増加、また、歳入面では、バブル崩壊、リーマンショック等による景気後退や減税による税収の落ち込みにより、歳出と歳入の乖離が拡大したことが考えられる。

四について  
一 から三までについてでお答えしたとおり、政府としては、社会経済状況の変化に対応するため、歳出・歳入両面における必要な施策を

行つてきたところであり、財政赤字の累積の要因として個別具体的な政策を挙げることは困難である。

五について

お尋ねの「財政破たんの状態」がどのような状態を指すのかについて一義的に定めることは困難であるが、仮に、今後も財政赤字の累積が続き、我が国財政の持続可能性に対する懸念が高まり、国債に対する信認が損なわれることになつた場合、金利が急激に上昇すること等が考えられる。

六について

政府としては、持続可能な財政を構築するため、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、二十五年末までに二千十年度に比べ赤字の対GDP比を半減、二十年度末までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化目標を掲げている。この目標の達成に向けて、「当面の財政健全化に向けた取組等について一中期財政計画」(平成二十五年八月八日閣議了解)に沿つて、歳出・歳入両面から財政健全化に取り組みつつある。

平成二十六年四月十七日提出  
質問 第一二二七号

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書

これまで累次に渡り鈴木宗男元衆議院議員の質問主意書で取り上げられてきた、旧ソ連時代の一

九八年頃まで、かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされている、在モスクワ日本国大使館で任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をループルで売却し、外貨に換金する裏金組織「ループル委員会」に関し、二〇〇九年十一月十日に当時の鳩山由紀夫内閣の下で閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七三第三七号)では、「鳩山内閣発足後、外務省において、現在も外務省に勤務する関係者から改めて聞き取り調査を行った結果、「ループル委員会」という正式な組織の存在が確認されたわけではないが、両替が規制されていたソヴィエト社会主義共和国連邦時代の特殊な制度の下で、在モスクワ日本国大使館の一部の館員間でループルと外貨を必要に迫られて融通し合つたとの事実があつたことが確認された。なお、これは、基本的には、同大使館を離任する館員が、手元に残つたループルを外貨に両替することが当時極めて困難であつたため、必要に迫られて、互助的に館員間でループルと外貨を融通し合うというものであつたが、ソヴィエト社会主義共和国連邦時代の末期には消滅しようである」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣としても、前文で挙げた、当時の鳩山内閣が閣議決定した認識を踏襲しているか。

二 「ループル委員会」については、例えば内閣衆質一六八第二五〇号、二九〇号、三二四号、三六五号の各答弁書において、「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内に置いて設けられていたことは確認されていない」との答弁が繰り返されてきた。右の答弁を起草・起案した者の当時の官職氏名を明らかにされたい。

三 二の者は現在外務省内または政府内でのどのような役職についているか、その官職を明らかにされたい。

四 安倍総理として、前文の答弁に書かれている

慣行が、当時在モスクワ日本大使館で横行していたことに對し、どのような見解を有しているか。

五 前文の答弁と、二の答弁は、明らかに内容に齟齬があり、虚偽の答弁がなされていたことになる。安倍総理として、過去に自民党政権で国民に對し虚偽の答弁を繰り返してきた理由を、何であるかと認識しているか問う。

右質問する。

内閣衆質一八六第一二七号  
平成二十六年四月二十五日

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に對する答弁書

一及び四について

「ルーブル委員会」という正式な組織が在モスクワ日本大使館内において存在したことは確認されていないが、両替が規制されていたソヴィエト社会主義共和国連邦時代の特殊な制度の下で、同大使館の一部の館員間でルーブルと外貨を必要に迫られて融通し合ったとの事実があったことが確認されていると認識している。これは、基本的には、同大使館を離任する館員が、手元に残ったルーブルを外貨に両替することが当時極めて困難であったため、必要に迫られて、互助的に館員間でルーブルと外貨を融通し合うというものであったが、ソヴィエト社会主義共和国連邦時代の末期には消滅したようである。

ある。

二及び三については、御指摘の答弁書は、外務省欧州局が中心となつて起草した上で、閣議決定されたものである。

五について

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に對する答弁書(平成二十一年十一月十日内閣衆質一七三第三七号)一から三までについてで答弁した事実関係は、当初の調査を通じて明らかにされてしかるべきであつたと考える。その意味で当初の対応は、徹底した十分なものであつたとは言えないと認識している。

平成二十六年四月十七日提出  
質問 第一二二八号

「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のため」の日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の効果に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のため」の日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の効果に関する質問主意書

二〇一二年九月八日、当時の野田佳彦内閣総理大臣とロシアのプーチン大統領は「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のため」の日本国政府とロシア連邦政府との間の協定(以下、「協定」とする。)に署名をした。その後、本年二月に「協定の二回目の説明会が水産庁により開催され、同年三月四日にパブリックコメントの募集が終了し、「協定は

本年四月中旬以降、発効される見込みであると思料する。

右を踏まえ、質問する。

一 二〇〇七年九月八日、第一次内閣を率いていた安倍晋三内閣総理大臣とプーチン大統領の首脳会談が行われ、ロシア産力二の密漁密輸出防止の協議が開議されることが決められ、同月二十六日、二十七日に専門者会議が実施された。この会議で我が国は、日ロ二国間のみでの規制では第三国への抜け道が残る可能性があり、実効性に限界があるところ、二国間ではなく多国間の密漁密輸出防止の枠組みが必要である旨の指摘をしているかと承知するが、確認を求めらる。

二 我が国は輸入貿易管理令を一部改正し、ロシア政府が発効する輸出証明書を用いて輸入規制する内容の「協定」に署名していると承知するが、韓国、中国とロシアとの協定は、それぞれどのような国内法を用いての輸入規制であるのか、政府としてその内容をロシア側に確認しているか。

三 日ロ間のみならず、ロシアは既に韓国と「協定」と同趣旨の密漁密輸出防止のための協定を締結し、発効している。中国とは、同趣旨の協定の締結に向けて協議をしていると承知する。ロシア産力二が密漁され、密輸出されることを防ぐには、日ロ間のみならず、韓国、中国で結ばれた協定の内容を確認し、それぞれが同程度に厳しい規制を敷かなければ、一で指摘したように、他国への抜け道が残され、結果として密漁密輸出はなくなると考えるが、政府の見解如何。

四 ロシアとして、我が国以外の国と密漁密輸出を防止する協定を結ぶことが可能ならば、なぜ多国間協定を締結し、複数国間で同一の規制を敷こうとしないのか、政府としてロシア側にその理由を照会しているか。

五 二〇〇二年より我が国で「外国人漁業の規制に関する法律」の適用が強化され、ロシア漁船の入港を規制する措置が講じられた。その結果、ロシア産力二は、韓国に流通することとなり、その量は約千八百トンから一万九千トンへと、十倍以上にも達している。右の規制強化は、ロシア政府の発行する貨物税関申告書による輸入規制というものであり、今回の「協定」も輸出証明書の同様の書類方法による、日ロ二国間のみの輸出入規制であるところ、密漁密輸出防止の効果は薄く、ロシア産力二の輸入先がより規制の緩い第三国に移る事態が起きることが考えられる。また、ロシア産力二の輸入に依存するところの大きい我が国の各地方の経済を疲弊させることにもつながる。この様な第三国への抜け道の可能性のある規制ではなく、安倍総理が第一次内閣を率いていた二〇〇七年に実施された様な会議を開催し、効果のある密漁密輸出防止の方法をつくるべきではないか。例えばその具体的な方法の一つに、入札で決定されているロシア国内でのカニの漁獲を、非公開ではなくインターネットで公開することにより、同国内での透明性を高め、輸入側にもそれが正規の漁獲でどれがそうでないかを見極められる仕組みをつくることをロシア側に提案することが挙げられると考えるが、安倍総理の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一二八号  
平成二十六年四月二十五日

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のため」の日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の効果に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」の効果に関する質問に対する答弁書

一、去る四月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員小池政就君提出官民ファンドの検証に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木貴子君提出ガリーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する第三回質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

二、千七百九月二十六日及び二十七日に水産物の密漁・密輸出対策に関する日露関係省庁会議を実施したところであるが、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。  
三及び四について  
政府としては、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止に關連する事項について、ロシア連邦政府との間に必要な意思疎通を行つてきている。  
三及び五について  
ロシア連邦は、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のため、周辺国との間で、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定(以下「協定」という。)と類似の二国間の国際約束を締結する等の対応をとつてきていると承知しており、我が国の近隣諸国においても、ロシア連邦との関係で我が国と類似の措置が講じられることとなると認識している。協定及びこのような措置の実施により、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止が図られ、我が国とロシア連邦との間の生物資源の貿易が安定的かつ長期的な基礎の上に一層発展し、及び拡大することとなると期待している。

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

民ファンドの関係関係協議の幹事会を開催し、第一回目の検証作業を開始した旨の答弁をされ、さらに、「個別ファンドごとにヒアリングを進めて、検証結果というものを公表していきたいというふうな思いです。」「それらもできる限り早期にというふうな思いです。」と答弁されている。  
しかし、現時点で、未だ官民ファンドの検証結果は公表されていない。  
この点を踏まえて、以下、質問する。  
一 個別ファンドごとにヒアリングを進めるといふことであるが、ヒアリングの内容はいかなるものか。また、ヒアリングの進行状況はどうか。ファンドごとに、具体的に答えたい。  
二 検証結果をできる限り早期に公表するということであるが、公表予定時期はいつか。また、いかなる方法で公表するのか。具体的にお答えいただきたい。  
三 官民ファンドの検証作業は、官民ファンドの活用推進に関する関係協議及び同会議の幹事会で行うとされているが、資金供給者である政府自らによる検証にすぎず、また、専門家による検証作業が行われているか明らかでない。これに対し、通常のファンドについては、第三者である金融庁によりファンドの運用状況等に関してモニタリング調査が行われている。  
官民ファンドの検証作業について、第三者によらない検証で意味のある検証がなされると考へるか。また、専門家が参加しているかを含め、検証作業の具体的内容について明らかにされたい。  
右質問する。

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

衆議院議員小池政就君提出官民ファンドの検証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕  
衆議院議員小池政就君提出官民ファンドの検証に関する質問に対する答弁書

官民ファンドの活用推進を図るとの観点から、官民ファンドの運営状況の検証を政府一体となり関係行政機関が連携して行うため、平成二十五年九月二十七日に官民ファンドの活用推進に関する関係協議(以下「関係協議」という。)を開催し、「運営全般(政策目的、民業補充等)」、「投資の態勢及び決定過程」、「ポートフォリオマネージメント」、「民間出資者の役割」及び「監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係」という項目から構成される「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を決定したところである。同年十二月十六日には、関係協議の下に、官民ファンドの活用推進に関する関係協議幹事会(以下「幹事会」という。)を開催し、検証を開始したところであり、現在、個別の官民ファンドごとに、ガイドラインに沿って運営されているかどうかについてヒアリング等を行っているところである。  
二について  
個別の官民ファンドごとに現在行っている検証は、ガイドラインの決定後、初めての検証であることから丁寧に行う必要があると考へているが、できる限り早期に検証結果を公表する方針である。  
三について  
御指摘の「官民ファンドの検証作業については、関係協議の下に開催する幹事会において、金融庁及び有識者の参加を得て検証を行っているところである。」

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

官民ファンドの検証に関する質問主意書  
提出者 小池 政就  
平成二十六年四月十八日提出  
質問 第一二一九号

内閣衆議院 伊吹 文明殿  
内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎  
国務大臣 内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎

平成二十六年四月二十一日提出  
質問 第一三〇号

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に  
関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件  
に関する第三回質問主意書

二〇一〇年、我が国での在留期限が切れ、成田  
空港から強制送還されることとなったガーナ人男  
性が、送還される際に急死した件につき、同男性  
の妻が、男性が急死したのは東京入国管理局の職  
員による過剰な制圧行為が原因であるとして、国  
に損害賠償を求めていた訴訟の判決が、本年三月  
十九日なされた。東京地裁の小林久起裁判長は、  
入管職員の違法な制圧行為により、同男性が窒息  
死したことを認定し、国に約五百万円の支払いを  
命じている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八  
六一〇七号)並びに「前々回答弁書」(内閣衆質一八  
六第八八号)を踏まえ、再度質問する。

一 在留期限が切れた外国人を本国に送還する  
際、何らかのトラブルにより死亡者が出たケ  
ースは過去にあるかとの問いに対し、「前回答弁  
書」では「お尋ねの『在留期限が切れた外国人を  
本国に送還する際、何らかのトラブルにより死  
亡者が出たケース』が具体的に何を意味するの  
か明らかではない」とされている。右の答弁を  
起草・起案した者の官職氏名を明らかにされた  
い。

二 「在留期限が切れた外国人を本国に送還する  
際、何らかのトラブルにより死亡者が出たケ  
ースは過去にあるか」という当方の質問のどの文  
言の意味が不明であるのか。右の問いの具体的  
な意味がどのような理由でわからないのか、一  
の者に質問する。

三 国民から選ばれた国会議員の質問に対し、一  
で指摘したように「具体的に何を意味するの  
明らかでない」とするのは、国会議員を上から

見下し、馬鹿にした言いぶりであり、国民を愚  
弄することに等しいと考えるが、右の答弁を起  
草・起案した一の者の見解を明らかにされた  
い。

四 在留期限が切れた外国人を本国に送還する  
際、何らかのトラブルにより死亡者が出たケ  
ース以外に、死亡には至らずとも外国人が負傷し  
た事例はないか。あるのなら、その事例を全て  
挙げられたい。

五 四の事例に対し、政府としてどのような再発  
防止策を講じてきたのか説明されたい。

六 「前々回答弁書」で、ガーナ人男性が死亡した  
際の法務省入国管理局長、東京入国管理局長の  
氏名が挙げられている。また「前回答弁書」で  
は、田内正宏、高宅茂両氏に關し、「当該男性  
の死亡事案に關して、御指摘の両名が懲戒処分  
又は法務省の内規に基づく処分を受けた事実  
はない」とされている。一人の人間が結果として  
死亡したことには、当然ながら担当責任者の監  
督責任が問われるべきではないか。この点、  
政府、法務省の明確な答弁を求める。  
右質問する。

内閣衆質一八六第一三〇号  
平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が強制  
送還の際に急死した件に関する第三回質問に對  
し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が  
強制送還の際に急死した件に関する第三回  
質問に対する答弁書

一 について

先の答弁書(平成二十六年四月十五日内閣衆  
質一八六第一〇七号。以下「先の答弁書」とい

う。)は、法務省入国管理局において起案し、同  
省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣と  
して決定したものである。

二から四までについて

先の答弁書四及び五についてのおりお答え  
したのは、先の質問主意書(平成二十六年四月  
七日提出質問第一〇七号)四でお尋ねのあった  
「在留期限が切れた外国人を本国に送還する  
際、何らかのトラブルにより死亡者が出たケ  
ース」について、その字句からは、出入国管理  
及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)  
第二十四条に定める退去強制事由に該当する外  
国人のうち、不法残留者を送還する際に死亡者  
が発生した事案について問うものと考えられた  
が、御質問全体の文脈からは、不法残留者に限  
らず広く退去強制事由に該当する外国人を送還  
する際に死亡者が発生した事案について問う趣  
旨とも考えられたことから、当該趣旨を踏まえ  
て答弁するためであり、政府としては、国会法  
(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基  
づく質問に対して誠実に答弁している。

その上で、お尋ねの「在留期限が切れた外国  
人を本国に送還する際、何らかのトラブルによ  
り・・・外国人が負傷した事例」については、  
法務省において、外国人を本国に送還する際に  
当該外国人が負傷した事案について、入国警備  
官が同行するなどして把握している限りで調査  
したところ、送還に係る報告文書が保存されて  
いる平成二十年以降、当該外国人が抵抗した際  
に手錠の擦過により手首に擦過傷を負った事案  
が一件、当該外国人が負傷を理由に航空機から  
降りると主張するため自ら頸部を爪で傷つけ、  
更に航空機内で抵抗した際に顔面及び頸部を座  
席前簡易テーブルの金具に打ち付けてまぶた及  
び頭頂部に切り傷を負った事案が一件ある。

五 について

日頃から、二から四までについて述べたよ

うな負傷事案の防止を含め、護送及び送還の安  
全かつ確実な実施に努めており、護送及び送還  
の実施に困難を伴うことが見込まれる場合に  
は、事前に詳細な実施要領を作成し、必要に応  
じて護送及び送還に従事する入国警備官に事前  
に模擬訓練を行わせるなど安全かつ確実な送還  
に万全を期しているところである。

六 について

お尋ねは、現在、裁判所に係属中の事件に關  
わる事柄であり、お答えすることを差し控えた  
い。

平成二十六年四月二十一日提出  
質問 第一三一号

安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(T  
P P)交渉に参加した経緯等に関する質問  
主意書

提出者 鈴木 貴子

一 T P Pに我が国が参加することにより、我が  
国の第一次産業はどのような影響を受けるか、  
プラス面、マイナス面双方につき、具体的な数  
字を挙げた上で明らかにされたい。

二 T P Pに我が国が参加することにより、我が  
国の第二次産業はどのような影響を受けるか、  
プラス面、マイナス面双方につき、具体的な数  
字を挙げた上で明らかにされたい。

三 T P Pに我が国が参加することにより、我が  
国の第三次産業はどのような影響を受けるか、  
プラス面、マイナス面双方につき、具体的な数  
字を挙げた上で明らかにされたい。

四 一と二、並びに三を踏まえ、T P P参加が我  
が国にもたらす影響はどのようなものか、具体  
的数字を挙げた上で明らかにされたい。

五 安倍内閣は、昨年三月十五日、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加を表明した。そもそもTPPは前民主党政権、特に菅直人内閣時に我が国政府として公式に言及し、参加に向けた意欲が示されたものと承知するが、確認を求めらる。

六 二〇一二年十二月十六日に挙行された第四十六回衆議院議員総選挙により、政権交代が実現し、自民党、公明党により同月二十六日、第二次安倍晋三内閣が発足した。政権交代が実現する以前、現在与党の座についている自民党、同党党首の座に就いていた安倍晋三内閣総理大臣としても、民主党政権に対し「決められない政治」といったフレーズを用いて強い批判を繰り返してきたと承知するが、確認を求めらる。

七 TPPに関しても、政権交代が実現する以前は、第四十五回衆議院議員総選挙における公約違反である旨の批判が、自民党から民主党政権に対してなされてきたと承知するが、確認を求めらる。

八 六と七で指摘したように、前民主党政権を強く批判してきた自民党から成る安倍内閣として、そもそもなぜ自身が批判を繰り返してきた政権が最初に出したTPP参加の流れを受け継いでいるのか、その理由を明らかにされたらよい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一三二号  
平成二十六年四月三十日  
内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎  
国務大臣 伊吹 文明殿  
衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する質問に対する答弁書  
一から四までについて

環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という)協定については、現在交渉中であり、TPPへの参加による我が国の第一次産業、第二次産業及び第三次産業への影響等について具体的な数字を挙げてお示しすることは困難である。

五について  
お尋ねについては、菅内閣において、「包括的経済連携に関する基本方針」(平成二十二年十一月九日閣議決定)において、FTAAに向けて道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があるが、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。とするなど、TPPへの参加に係る方針を示している。

六から八までについて  
お尋ねについては、安倍晋三衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人又は政党の役員としての見解や政党間のやり取りに関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十六年四月二十一日提出  
質問 第一三二二号  
国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書  
提出者 鈴木 貴子  
国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書  
三内閣の見解に関する質問主意書  
二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災を受け、復興財源を捻出するための一環として衆参両院議員の歳費を二割削減する措置が講じられ

てきたが、右は本年四月をもって終了となる見込みである。右を踏まえ、質問する。

一 東日本大震災の復興のためという目的で始められた国会議員の歳費カットは、初期の目的を達成したと言えるか。復興に責任を負う安倍晋三内閣として、率直な見解を示されたい。

二 被災地はじめ我が国の復興はまだまだ道半ばであり、今後も全国民を挙げた取り組みが求められると考える。その中で、国民の代表たる国会議員が、歳費のカットのみならず、あらゆる面で率先して行動する姿勢を示すことが肝要であると考えるが、安倍内閣の見解如何。

三 本年四月から消費税率が八%へと上げられ、国民は新たな負担が課せられることとなった。一方で、国民に負担を求める側の国会議員が、歳費の二割カットを、本年四月をもって終了するというのは、国民の理解を得られるものではないと考える。単に復興費用の調達という面だけでなく、国民の代表として復興に真剣に取り組むという姿勢を示し、政府の取り組みを後押しするという意味でも、国会議員の歳費を二割削減する措置は今後も継続すべきであり、削減の割合を更に大きくすることも必要であると考える。国会議員の歳費のあり方は、第一義的に国会で決めるものではあるが、安倍内閣の閣僚も国会議員としての歳費を受けており、内閣自ら率先して歳費削減を実行すべきであると考えるが、安倍内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八六第一三二二号  
平成二十六年四月三十日  
内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎  
国務大臣 伊吹 文明殿  
衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書  
一から三までについて

東日本大震災からの復興は、安倍内閣の最重要課題の一つであり、現場主義の下、府省庁の縦割りを排して、政府一丸となって、復興の加速化に全力を尽くしているところである。

一方、政府としては、国会議員の歳費の在り方については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。

平成二十六年四月二十二日提出  
質問 第一三二三号  
我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する再質問  
意書  
提出者 鈴木 貴子

我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する再質問  
問主意書  
国際捕鯨取締条約により国際捕鯨委員会(IWC)加盟国に認められている権利に基づいて我が国が行っている調査捕鯨活動(以下、「調査捕鯨」という)に対し、かねてより「調査捕鯨」に批判的な見解を示してきたオーストラリア政府は、二〇〇九年五月二十八日、国際司法裁判所(ICJ)に対し、「調査捕鯨」について提訴する方針を発表し、同月三十一日、提訴に踏み切った。右に関しICJは、本年三月三十一日、オーストラリア側の主張を全面的に認め、今後南極海における「調査捕鯨」を許可しないとの判決(以下、「判決」とする)を下した。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八六第一〇五号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」において政府は、南極海での「調査捕鯨」はICJが違反とした「判決」に従う旨の答弁をしている。その一方で「判決」は、南極海以外のその他の海域、例えば北西太平洋における「調査捕鯨」をも禁ずるものではないと承知するが、確認を求めらる。

二 本年四月十五日付読売新聞は、「判決」を受け、今後を悲観した調査捕鯨船団の船員が離職する等、関係者の不安が高まっている旨報じている。政府として、「判決」により「調査捕鯨」関係者が動揺し、不安を感じていることについて、詳細を把握し、何らかのケアをしているか。

三 「判決」を受け、政府としてアイスランドやノルウェー等、他の捕鯨国と連絡を取り、情報交換を行っているか。

四 当方は、我が国として科学的見地に基ついた「調査捕鯨」の正当性を再度国際社会に訴えるべきであると考え。一部報道には、政府として北西太平洋での「調査捕鯨」は継続することを決定したとされているが、右は事実か。事実なら、どのような計画をもって同海域での「調査捕鯨」を行うのか、詳細に説明されたい。

五 南極海における「調査捕鯨」がICJで禁止されたように、北西太平洋における活動も、ICJに提訴したオーストラリアはじめそもそも捕鯨に反対する国家による妨害を受ける可能性がある。また、米国の環境保護団体シー・シェパードのように、暴力行為も辞さない反捕鯨団体もある。我が国の「調査捕鯨」が今後北西太平洋で安定的に行えるようにすべく、政府として右の国家、または団体に対し、今後どのような働きかけを行っていくと考えているのか説明されたい。

右質問する。

平成二十六年五月九日 衆議院会議録第二十二号

内閣衆質一八六第一三三三号  
平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎  
国務大臣 伊吹 文明殿  
衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

一 について  
「南極における捕鯨」訴訟の紛争の主題は、第二期南極海鯨類捕獲調査であり、平成二十六年三月三十一日の国際司法裁判所の同訴訟に関する判決(以下「判決」という。)は、南極海以外における我が国の取組に言及した決定を含んでいないものと認識している。

二 について  
御指摘の報道があったことは承知している。また、平成二十六年四月十八日に、「今後の鯨類捕獲調査の実施方針」についての農林水産大臣談話(以下「談話」という。)を発表するとともに、鯨類捕獲調査の関係者に対して談話について説明したところである。

三 について  
アイスランドやノルウェー等の他の捕鯨国とは、様々な機会を活用し、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続可能な利用について、国際社会の幅広い理解が得られるよう、情報交換や意見交換を行ってきており、判決後も同様にこのような取組を行ってきている。

四 について  
北西太平洋鯨類捕獲調査については、談話のとおりである。なお、政府としては、鯨類捕獲

調査について、引き続き国際捕鯨委員会加盟国に対し、丁寧な説明し理解を求めていく考えである。

政府としては、北西太平洋において鯨類捕獲調査を実施する上で、引き続き国際捕鯨委員会加盟国に対し、丁寧な説明し理解を求めていくとともに、反捕鯨団体による妨害行為を防止するため、関係国に対し、実効的な措置をとるよう働きかけを行っていく考えである。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。  
平成二十六年三月二十八日  
参議院議長 山崎 正昭  
衆議院議長 伊吹 文明殿

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律  
株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第六号まで」を「第四号まで、第九号(再生支援対象事業者に係る部分に限る。)(又は第十号)に、「あつては、を「あつては」に改め、「受けたもの」の下に「に限り、第五号から第七号まで又は第九号(特定支援対象事業者に係る部分に限る。)(に掲げる決定にあつては取締役会の決議により委任を受けたもの)を加え、同項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同項第五号中「同じ。」の下に、「特定支援対象事業者(第三十二条の三第一項に規定する特定支援対象事業者をいう。第二十二條第一項第三号及び第三項並びに第三十二条の二第三項において同じ。)(又は第二十二條第一項第七号に規定する対象特定

組合」を加え、同号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。  
五 第三十二条の二第三項前段の特定支援をするかどうかの決定(同項後段の規定により特定支援決定と併せて行ふ選定及び決定を含む。)  
六 第三十二条の五第一項の特定債権買取りをするかどうかの決定  
七 第三十二条の七第一項の買取申込み等期間の延長の決定  
八 第三十二条の十二第三項の特定組合出資をするかどうかの決定  
第十六条第二項中「第六号まで」を「第四号まで、第九号又は第十号」に改める。  
第二十二條第一項第一号中「貸付債権」を「貸付債権等(貸付債権その他これに準ずる債権として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号八中「第八号を「第十号」に改め、同項第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「債権買取り等」の下に、「特定債権買取り」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号中「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。)であつて地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの(主務省令で定めるものに限る。)(を「特定組合」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「特定専門家派遣決定」の下に「により専門家の派遣」を加え、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十一第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 対象特定組合(第三十二条の十二第四項に規定する特定組合)の出資決定の対象となつた特定組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、地

議長報告 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資(当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。)

第二十二條第一項第四号中「第三十二條の三第四項を第三十二條の十第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十二條の二第五項」を「第三十二條の九第五項」に改め、「に對して」の下に「又は二以上のを」を加え、「貸付債権」を「貸付債権等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り(以下「特定債権買取り」という。)

第二十二條第二項中「前項第十一号」を「前項第十三号」に改め、同項第三項中「(再生支援対象事業者の下に「特定支援対象事業者」を、ものを除く。)」の下に「対象特定組合を加える。」

第二十三條第二項中「貸付債権」を「貸付債権等」に改め、同項第三項中「第三十二條の三第一項」を「第三十二條の十第一項」に改め、「債権買取り等」の下に「特定債権買取り」を加える。

第二十四條第一項中「同項第七号から第十一号まで」を「同項第九号から第十三号まで」に改め、「(以下)」の下に「並びに同項第三号に掲げる業務(当該業務に関連する同項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる業務を含む。)」の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援(以下「特定支援」という。))」を加え、「及び次に」を「並びに次に」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 特定組合出資  
第二十四條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定債権買取り  
第二十四條第二項中「同項第三号から第五号まで」を「同項第四号から第七号まで」に改め、「再生支援の下に」特定支援及び特定信託引受けを加える。

第二十五條第四項中「額(以下)を」を「額(第二十八條第二項、第三十條第一項、第三十一條第一項及び第三十二條第一項第三号において)」に、「同項に」を「次条第一項に」に改める。

第二十六條第一項中「もの(以下)の下に」この項及び次項、次条、第二十八條第一項及び第三項、第三十條第二項、第三十二條第一項第三号及び第二項並びに第三十五條第一項第二号において「を」を加え、「期間(以下)を」期間(次条、第二十八條第一項、第三十條並びに第三十二條第一項第一号、第三号及び第四号において)に、「回答(以下)を」回答(第二十八條第一項から第三項まで、第三十條第一項及び第二項、第三十一條第一項並びに第三十二條第一項第一号及び第三号並びに第二項において)に改め、同項第二号中「貸付債権」を「貸付債権等」に改める。

第二十七條第一項中「行使(以下)の下に」この項、次条第三項及び第三十二條第一項第三号において「を」を加え、「要請(以下)を」要請(次項、次条第三項及び第三十二條第一項第三号において)に改める。

第二十八條第一項中「すべて」を「全て」に改め、「以下」の下に「この条及び第三十一條第一項において」を加える。  
第三十二條第一項第一号中「第三十條第一項の下に」(同条第三項において準用する場合を含む。))」を加える。

第三十二條の五第四項中「投資事業有限責任組合」を「特定組合」に改め、同条を第三十二條の十三とする。  
第三十二條の四第一項中「対し」の下に「当該者又は当該者の支援の対象となる事業者であつて主務省令で定めるものに対する」を加え、同条を第三十二條の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

三十二條の十一とし、同条の次に次の一条を加える。  
(特定組合出資決定等)

第三十二條の十二 特定組合の無限責任組合員(無限責任組合員となつてする者又は無限責任組合員となる法人を設立しようとする者)を含む。第三項及び第三十八條第一項第九号において同じ。は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定組合出資をすることがどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした特定組合の無限責任組合員に通知しなければならない。

4 機構は、特定組合出資をする旨の決定(次項及び第三十三條第二項第二号において「特定組合出資決定」という。)を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5 特定組合出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

第三十二條の三を第三十二條の十とする。  
第三十二條の二第一項中「第二十五條第一項各号」を「第二十五條第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号まで」に、「及び」を「並びに」に、「当該事業者の債権者である全て」を「当該金融機関等及び貸付債権等を信託しようとする当該事業者の債権者である」に改め、同条を第三十二條の九とし、第三十二條の次に次の七条を加える。

(特定支援決定)  
第三十二條の二 過大な債務を負つている事業者(第二十五條第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号までに掲げる法人並びに再生支援対象事業者を除く。)の代表者その他これに準ずる者として主務省令で定めるもの(当該事業者の債務の保証をしている者に限る。以下「代表者等」という。)であつて、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務(代表者等の債務にあつては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。次項において同じ。))の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、特定支援の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者及びその代表者等の債務の弁済に関する計画(以下「弁済計画」という。)を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定支援をすることがどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした代表者等、事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、特定支援をする旨の決定(以下「特定支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、特定支援対象事業者及びその代表者等の債務(代表者等の債務にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。同項、第三十二條の四第一項、第六十五條及び第六十六條において同じ。))の整理のために当該関係金融機関等が次条第一項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(第三十二條の五第二項、第三十二條の七第一項及び第三十二條の八第一項第三号において「必要債権額」という。))及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第三十二條の四第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

4 機構は、特定支援をすることがどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者に

の(当該事業者の債務の保証をしている者に限る。以下「代表者等」という。)であつて、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務(代表者等の債務にあつては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。次項において同じ。))の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、特定支援の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者及びその代表者等の債務の弁済に関する計画(以下「弁済計画」という。)を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定支援をすることがどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした代表者等、事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、特定支援をする旨の決定(以下「特定支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、特定支援対象事業者及びその代表者等の債務(代表者等の債務にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。同項、第三十二條の四第一項、第六十五條及び第六十六條において同じ。))の整理のために当該関係金融機関等が次条第一項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(第三十二條の五第二項、第三十二條の七第一項及び第三十二條の八第一項第三号において「必要債権額」という。))及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第三十二條の四第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

4 機構は、特定支援をすることがどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者に

おける弁済計画についての労働者との協議の状況その他の状況に配慮しなければならない。

5 機構は、特定支援をしようとする事業者の企業規模が小さいことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

6 機構は、特定支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 特定支援決定は、平成三十年三月三十一日までにしなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(買取申込み等の求め)

第三十二条の三 機構は、特定支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「特定支援対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち弁済計画に基づく特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理のために協力を求める必要があると認められるもの(以下この項及び次項、次条、第三十二条の五第一項及び第三項、第三十二条の七第二項並びに第三十二条の八第一項第三号及び第二項において「関係金融機関等」という。)に対し、特定支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(次条、第三十二条の五第一項、第三十二条の七並びに第三十二条の八第一項第一号、第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が特定支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(第三十二条の五第一項から第三項まで、第三十二条の七第一項及び第二項並びに第三十二条の八第一項第一号及び第三号並びに第二項において「買取申込み等」という。)をしようとするもの(以下「買取申込み等」という。)をしようとするもの(以下「買取申込み等」という。)をしようとするもの(以下「買取申込み等」という。)

する旨の回答をしようとする方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をしようとする方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをしようとする旨の回答をしようとする方法のいずれかにより行うものとする。

一 債権の買取りの申込み  
二 弁済計画に従つて債権の管理又は処分をする旨の同意

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、特定支援決定を行った旨の通知及び弁済計画を添付して行わなければならない。

3 第一項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第三十二条の四 機構は、関係金融機関等が特定支援対象事業者及びその代表者等に対し債権(代表者等に対する債権にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。)の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下この項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等」という。)をしようとするに、買取申込み等期間が満了する前に特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理の円滑な実施が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしないこと(以下「回収等停止要請」という。)をしなければならない。

(買取決定)

第三十二条の五 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があつたときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第三十二条の三第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従つて、特定債権買取りをしようとするかどうかを決定しなければならない。この場合において、特定債権買取りをしようとする旨の決定(以下この条及び第三十二条の八第一項第二号において「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取をしようすることができる見込まれるものの額及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

(買取価格)

第三十二条の六 機構が特定債権買取りを行う場合の価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回つてはならない。

の場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、特定支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、また買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするように求めなければならない。

3 第三十二条の三第三項、第三十二条の四から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第三十二条の四第一項中「前条第一項前段とあるのは「第三十二条の七第二項」と読み替へるものとする。

(特定支援決定の撤回)

第三十二条の八 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、特定支援決定を撤回しなければならない。  
一 買取申込み等期間(前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかつたとき。  
二 買取決定を行わなかつたとき。  
三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになつたとき。  
四 買取申込み等期間内に、特定支援対象事業者の代表者等が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。  
2 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及

びその代表者等並びに関係金融機関等(同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等、同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十三条第二項第一号中「再生支援決定」の下に「特定支援決定」を加え、「第三十二條の二第六項ただし書又は第三十二條の三第五項ただし書を第三十二條の二第七項ただし書、第三十二條の九第六項ただし書又は第三十二條の十第五項ただし書に改め、同項第二号中「いう。」の下に「特定組合出資決定」を加え、同条第三項中「貸付債権」を「貸付債権等」に、「第三十二條の二第六項ただし書」を「第三十二條の九第六項ただし書」に改める。

第三十八條第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「対して債権を有する」を「係る特定信託引受けの申込みをした」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「対して債権を有する」を「係る当該申込みをした」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は」の下に「第二十六條第一項に規定する」を加え、同号の次に次の二号を加える。

- 三 特定支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者
- 四 特定支援対象事業者又は第三十二條の三第一項に規定する関係金融機関等 特定支援対象事業者
- 第三十八條第一項に次の二号を加える。
- 九 特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員 当該申込みに係る特定組合
- 十 対象特定組合の無限責任組合員 対象特定組合

項、第三十二條の九第五項及び第六項、第三十三條第一項(再生支援対象事業者、特定支援対象事業者及び特定信託引受対象事業者に係る部分に限る。)に改める。

第六十條中「債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより」を「第二十二條第一項第一号に掲げる債権の買取りの業務、同項第二号イに掲げる資金の貸付けの業務又は特定債権買取りの業務に伴い」に改め、「登記」の下に「又は登録」を加える。

第六十五條第一項中「の規定により」を「に規定する買取申込み等又は第三十二條の三第一項に規定する」に、「当該買取申込み等」を「これらの買取申込み等」に、「当該買取申込み等が同項第二号をこれらの買取申込み等が第二十六條第一項第二号に掲げる同意又は第三十二條の三第一項第二号に、「当該同意」を「これらの同意」に改め、「事業再生計画」の下に「又は弁済計画」を、「再生支援対象事業者」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を加え、同条第二項中「が再生支援対象事業者」の下に「若しくは特定支援対象事業者」を加え、「事業再生計画」の下に「若しくは弁済計画」を、「従つて再生支援対象事業者」の下に「若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等」を、「事業の再生」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理」を加える。

第六十六條第一項中「事業再生計画」の下に「又は弁済計画」を、「再生支援対象事業者」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を加え、同条第二項中「が再生支援対象事業者」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を、「事業の再生」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理」を加える。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四條第一項及び第二

項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法(以下この項において「新法」という。)第二十二條第一項第四号及び第三十二條の九第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第三十二條の九第一項の規定による特定信託引受けの申込みをする事業者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二條の二第一項の規定による特定信託引受けの申込みをした事業者については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

業務の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援(以下「特定支援」という。)を、するかどうかの決定等のうち、取締役会の決議により委任を受けたものを追加すること。

2 機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加するとともに、機構が営む信託の引受けに係る貸付債権について、貸付債権に準する債権を含めること。

(一) 特定支援決定の対象となつた事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り  
(二) 特定組合出資決定の対象となつた投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資(以下「特定組合出資」という。)

3 過大な債務を負っている事業者の代表者等(当該事業者の債務の保証をしている者に限る。)であつて、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、弁済計画を添付して特定支援の申込みをすることができること。

4 特定専門家派遣について、金融機関等の事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者を派遣先として追加すること。

5 投資事業有限責任組合であつて、地域経済の活性化に資する資金供給を行うものの無限責任組合員は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができること。

6 機構は、特定支援については、特定支援決定の日から五年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、特定組合出資については、特定組合出資決定の日から平成三十五年三月三十一日までの期間内に、それぞれ当該決定に係

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書  
議案の目的及び要旨  
本案は、中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地域経済活性化支援委員会の決定事項として、金融機関等が有する債権の買取り等の業

る全ての業務を完了するように努めなければならぬこと。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するためのものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十六年四月二十五日

内閣委員長 柴山 昌彦

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、相談件数に比べ支援決定件数が依然として少ないことに鑑み、更に業務の効率化、迅速化を図り、より多くの支援を可能とする体制を構築すること。

二 機構においては、デューデリジエンスの簡易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務に苦しむ中小企業においても機構を利用しやすいように費用の低減化を図るとともに、要する費用の予測可能性を高めるように努めること。

三 機構においては、特定債権買取業務に積極的に取り組み、「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく保証債務の整理のベストプラクティス(模範となる事例)を示すよう努めること。

四 金融機関等関係者がガイドラインを尊重、遵

守するように、その周知を図るとともに、金融機関等に対する検査、監督を通じ、金融実務において定着するよう努めること。また、ガイドラインに更に検討を加え、必要に応じてガイドラインのQ&Aの充実を図るなど金融機関等の不安が生じないように努めること。

五 個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること。

六 特定支援対象事業者による今後の再チャレンジが円滑に進められるように、関係省庁及び関係金融機関等の密接な連携の下で、中小企業・小規模事業者である特定支援対象事業者の目線に立ったきめ細かい支援を行うこと。

七 この法律の施行後三年以内に、民間金融機関等の自らリスクを取る経営姿勢への改善状況を見据えながら、機構の組織の在り方を含め、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案

右 国会に提出する。

平成二十六年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律

第一条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。  
(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役

務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができ

る。

第八条の次に次の一条を加える。  
(勧告及び公表)

第八条の二 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第七条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第九条第一項中「命令」の下に「又は前条第一項の規定による勧告」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十条の見出し中「差止請求権」を「差止請求権等」に改め、同条中「適格消費者団体」の下に「(以下この条及び第二十一条において単に「適格消費者団体」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、事業者が不特定かつ多数の一般消費者に対して前項各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が同項の規定による請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報を提供することができ

る。

3 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第一項の規定による請求をする権利の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第十二条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条第三項中「公正取引委員会」の下に「事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官」を加え、「前項」を「前二項」に、「速やかに」を「政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることそ

の

他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第六条の規定による命令又は第八条の二第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第九条第一項の規定による権限に限る)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権限(次項において「金融庁長官権限」と総称する。)について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

9 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令(第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申

立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第十五条の前の見出しを削り、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 内閣総理大臣、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第十六条又は」を削り、「各本条」を「同条」に改め、同条第二項第一号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第十六条又は」を削り、「各本条」を「同条」に改める。

第十九条及び第二十条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十一条 第十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。

(消費者安全法の一部改正)  
第二条 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条・第九条を」を「第八条―第九条」に、「第二節 消費生活センターの設置等(第十条・第十一条)」を「第二節 消費生活センターの設置等(第十条・第十一節 消費生活センターの長 第四節 消費者安全の確保 第五節 登録試験機関(第十

の設置等(第十條―第十一條) 第十一條の二) に対する情報の提供(第十一條の二) のための協議会等(第十一條の三) 第十一條の九―第十一條の二六)」

八) に、「第四十九條」を「第五十條」に、「第五十條―第五十五條」を「第五十一條―第五十七條」に改める。

第四条第二項中「知識及び」を「知識、技術又は」に改め、同条第五項中「第十條第三項」を「第十條の二第一項第一号」に改め、「病院」の下に「教育機関 第十一條の七第一項の消費生活協力団体及び消費生活協力員」を加え、同条第六項中「啓発活動」を「消費者教育を推進し、及び」に改め、「消費生活に関する教育活動」を削り、「活動の下に」を行うことを加える。

第八条第一項第一号中「技術的援助」を「必要な助言、協力、情報の提供その他の援助」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

第八条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

3 都道府県は、市町村が前項各号に掲げる事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合又は他の市町村に委託しようとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間

における必要な調整を行うことができる。

4 第一項各号に掲げる事務に従事する都道府県の職員若しくはその職にあつた者又は第二項各号に掲げる事務に従事する市町村の職員若しくはその職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八条の次に次の一条を加える。

(消費生活相談等の事務の委託)  
第八条の二 都道府県は、前条第一項第一号に掲げる事務(市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。)及び同項第二号から第五号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

2 市町村は、前条第二項各号に掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

3 前二項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九条中「前条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、「提供」の下に「当該事務に従事する人材に対する研修」を加える。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 消費生活相談員を第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事させるものであること。

第十條第三項を次のように改める。

3 前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市町村以外の市町村は、第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事させる

ため、消費生活相談員を置くよう努めなければならぬ。

第十條の次に次の三條を加える。

(消費生活センターの組織及び運営等)

第十條の二 都道府県及び前条第二項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

一 消費生活センター(前条第一項又は第二項の施設又は機関をいう。次項及び第四十七條第二項において同じ。)の組織及び運営に関する事項

二 第八條第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項

三 その他内閣府令で定める事項

2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(消費生活相談員の要件等)

第十條の三 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならぬ。

2 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、消費生活相談(第八條第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあつせんをいう。以下同じ。)に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。

3 第一項の消費生活相談員資格試験(以下単

に「試験」という。)は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

二 消費者行政に関する法令に関する科目

三 消費生活相談の実務に関する科目

四 その他内閣府令で定める科目

4 試験(登録試験機関の行うものを除く。)を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

5 前二項に定めるもののほか、試験の受験手續その他の実施細目は、内閣府令で定める。(指定消費生活相談員)

第十條の四 都道府県知事は、市町村による消費生活相談の実施に関し援助を行うため、試験に合格し、かつ、内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う第八條第二項第一号及び第二号に掲げる事務の実施に関し、同条第一項第一号に規定する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならない。

第十一條の見出し中「消費生活センター」を「消費生活相談等」に改め、同条中「消費生活センター」を削り、「消費生活センター」に配置された相談員(前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者)をいう。以下この条において同じ。を「消費生活相談員」に、相談員その他の消費生活センターの「消費生活相談員」その他の第八條第一項各号又は第二項各号に掲げる」に改める。

第三節 地方公共団体の長に対する情報提供

第十一條の二 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

第四節 消費者安全の確保のための協議会等

(消費者安全確保地域協議会) 第十一條の三 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの(以下この条において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一條の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。(協議会の事務等)

第十一條の四 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 協議会の構成員(次項において単に「構成員」という。)は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があつた場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。(秘密保持義務)

第十一條の五 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(協議会の定める事項)

第十一條の六 前三條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。(消費生活協力団体及び消費生活協力員) 第十一條の七 地方公共団体の長は、消費者の

利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力は、次に掲げる活動を行う。

一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。

二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であつて、内閣府令で定めるものを行うこと。

3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力を対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第十一条の八 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であつた者は、前条第二項各号に掲げる活動に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五節 登録試験機関

(登録試験機関の登録)

第十一条の九 第十条の第三項の登録試験機関に係る登録(以下単に「登録」という。)は、試験の実施に関する業務(以下「試験業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(次格条項)

第十一条の十 内閣総理大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次条第一項において「登録申請者」という。)が、次の各号のい

れかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条の二十二の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

(登録の要件等)

第十一条の十一 内閣総理大臣は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し必要な手続は、内閣府令で定める。

一 第十条の第三項各号に掲げる科目について試験を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成並びに受験者が消費生活相談員として必要な知識及び技術を有するかどうかの判定を行うこと。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において民法、行政法若しくは経済学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、第十条の第三項各号に掲げる科目について専門的な知識を有する者

ハ 消費生活相談に五年以上従事した経験を有する者

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 試験の信頼性の確保のための専任の管理

者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 登録を受けた者が行う試験業務の内容

四 登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(登録の更新)

第十一条の十二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(信頼性の確保)

第十一条の十三 登録試験機関は、試験業務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

2 登録試験機関は、第十条の第三項の試験の実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十一条の十四 登録試験機関は、第十一条の十一第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第十一条の十五 登録試験機関は、試験業務に

関する規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めおかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験業務の休廃止)

第十一条の十六 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十一条の十七 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されてい

るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第十二条第四項において同じ。)であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(試験委員)

第十一条の十八 登録試験機関は、試験委員を選任したときは、遅滞なく、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は試験業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第十一条の十九 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第十一条の二十 内閣総理大臣は、登録試験機

関が第十一条の十一第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十一条の二十一 内閣総理大臣は、登録試験機関が第十一条の十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録試験機関に対し、同条の規定に従つて試験業務を行うべきこと又は試験の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十一条の二十二 内閣総理大臣は、登録試験機関が第十一条の十第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十一条の十四、第十一条の十六、第十一条の十七第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 第十一条の十五第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験業務を行ったとき。

三 第十一条の十五第三項、第十一条の十八第二項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

四 正当な理由がないのに第十一条の十七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十一条の二十三 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、こ

れを保存しなければならない。

(報告、立入調査等)

第十一条の二十四 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣による試験業務の実施)

第十一条の二十五 内閣総理大臣は、登録をしたときは、試験業務を行わないものとする。

2 内閣総理大臣は、登録を受けた者がいないとき、第十一条の十六の規定による試験業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第十一条の二十二の規定により登録を取り消し、又は同条第二項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録試験機関が天災その他の事由により試験業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるとき認めるときは、試験業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 内閣総理大臣が前項の規定により試験業務の全部又は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその他の必要な事項については、内閣府令で定める。

(公示)

第十一条の二十六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一条の十四の規定による届出があつたとき。

三 第十一条の十六の規定による許可をしたとき。

四 第十一条の二十二の規定により登録を取り消し、又は同条第二項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条の規定により内閣総理大臣が試験業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十二条第四項中「代えて、」の下に「全国消費生活情報ネットワークシステム(行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センター)その他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。」への入力その他を加え、

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。」を削り、同条に次の一項を加える。

5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、第一項及び第二項の規定による通知の円滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

第二十五条第三項中(明治四十年法律第四十五号)を削る。

第四十五条第二項を次のように改める。

第四十五条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第四十五条第三項を削る。

第五十二条を削り、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第七章中第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第四十六条中「前条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

(財政上の措置等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 第八條第四項、第八條の二第三項、第十一條の五、第十一條の十九第一項又は第二十五條第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第十一條の二十二第二項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五條第一号中「第五十條及び第五十一條を」第五十一條及び第五十二條に改め、同条第二号中「前二條を」第五十三條第二項及び前二條に改め、同条を第五十六條とする。

第五十四條を第五十五條とし、第五十三條の次に次の一条を加える。

第五十四條 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條の十六の許可を受けないで試験業務の全部を廃止したとき。

二 第十一條の二十三の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十一條の二十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 第四十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第五十七條 第十一條の十七第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正) 第三條 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九條の見出し中「地位」を「服務等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

センターの役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

第四十七條中「第十五條第一項」を「第九條第一項又は第十五條第一項」に改める。

(政府の措置) 第四條 第一條の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第五條の規定 公布の日  
二 第一條中不当景品類及び不当表示防止法第十條の改正規定及び同法本則に一條を加える改正規定、第二條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三條及び第七條から第十一條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二條中消費者安全法第十條の次に三條を加える改正規定(第十條の四に係る部分に限る。) 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日  
(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一條の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七條の規定の例により、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第一條の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七條第二項の規定により定められたものとみなす。

(消費者安全法の一部改正に伴う経過措置) 第三條 第二條の規定(附則第一條第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第二條の規定による改正前の消費者安全法第八條第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者(事業者に対する消費者

からの苦情に係る相談に適切に応じることができるとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。)は、第二條の規定による改正後の消費者安全法第十條の三第一項の消費生活相談員資格試験(次項において単に「試験」という。)に合格した者とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者(事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。)は、第二條の規定の施行後五年内に限り、試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置) 第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正) 第七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の項中「第四十六條第二項」を「第四十七條第二項」に改める。

(登録免許税法の一部改正) 第八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第五十号の二の次に次のように加える。

五十の三 消費生活相談員に係る登録試験機関の登録

消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の三  
第一項(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき十五万円

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の施行の前日である場合には、前条中「別表第一第五十号の二」とあるのは「別表第一第五十号」と、「五十の三」とあるのは「五十の二」とする。

2 前項の場合において、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律附則第八条中「別表第一第五十号」とあるのは「別表第一第五十号の二」と、「五十の二」とあるのは「五十の三」とする。  
(消費者契約法の一部改正)

第十条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第四十三条第二項第二号中「第十条」を「第十条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

(消費者教育の推進に関する法律の一部改正)

第十一条 消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十条第三項」を「第十条の二第一項第一号」に改める。

第十六条第一項中「第十一条に規定する相談員」を「定める消費生活相談員」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第十二条 金融庁設置法(平成十年法律第三百三十号)の一部を次のように改正する。

第八条中(昭和二十六年法律第九十八号)の下に、「不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三百四十四号)」を加える。

理由

消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備を義務付けるほか、国、地方公共団体、地域の関係機関、民間団体等の中で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備を義務付けるほか、国、地方公共団体、地域の関係機関、民間団体等の中で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正  
(一) 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置  
(2) 事業者は、自己の供給する商品又は役

務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこと。

- (2) 内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならないこと。

(四)

指導及び助言  
内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができると。

(三)

勧告及び公表  
(1) 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくして事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができること。

(2) 内閣総理大臣は、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができること。

(四) 適格消費者団体への情報提供

(1) 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、適格消費者団体が差止請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、情報を提供することができること。

(2) (1)の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこと。

(五) 権限の委任等

(1) 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条の規定による命令又は(三)による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、委任された権限(報告の徴収及び立入検査等の権限に限る)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができること。

(2) 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、(1)の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告すること。

(3) 消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができること。

(4) その他権限の委任等について所要の規定の整備を行うこと。

(六) 関係者相互の連携

内閣総理大臣、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関)、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(七) 罰則その他所要の規定の整備を行うこと。

2 消費者安全法の一部改正(消費生活相談等の事務の実施等)

(一) 消費生活相談等の事務の実施

(1) 消費生活相談等の事務の実施のための体制整備

ア 都道府県は、市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと。

イ 都道府県及び市町村は、消費者安全の確保に関する関係機関との連絡調整を実施すること。

ウ 都道府県は、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理又は他の市町村への委託に関する必要な調整を行うことができること。

エ 消費生活相談等の事務に従事する職員又はその職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(2) 消費生活相談等の事務の委託  
都道府県及び市町村は、消費生活相談等の事務を適切に実施できる者にその事務を委託できること。

(3) 国及び国民生活センターの援助

国及び国民生活センターは、消費生活相談及びあつせんの事務の実施に従事する者への研修その他の必要な援助を行うこと。

(二) 消費生活センターの設置等

(1) 消費生活センターの設置

ア 消費生活センターにおいては、消費生活相談員を消費生活相談及びあつせんの事務に従事させること。

イ 消費生活センターを設置する市町村以外の市町村は消費生活相談及びあつせんの事務に従事させるため、消費生活相談員を置くように努めなければならないこと。

(2) 消費生活センターの組織及び運営等

都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準を参酌し、条例を定めること。

(3) 消費生活相談員の要件等

ア 消費生活相談員は、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならないこと。

イ 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務内容の変化にあつせんの事務に関する知識及び技術の向上に努めなければならないこと。

(4) 指定消費生活相談員

都道府県知事は、消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消

費生活相談員の中から、市町村が行う消費生活相談及びあつせんの事務の実施に

関し、助言等の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならないこと。

(三) 地方公共団体の長に対する情報の提供

(1) 内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報を提供できること。

(2) 地方公共団体の長は、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活相談の実施により得られた情報を提供できること。

(3) 国民生活センターの長は、地方公共団体の長からの求めに応じ、あつせん及び相談の業務の実施により得られた情報を提供できること。

(四) 消費者安全の確保のための協議会等

(1) 消費者安全確保地域協議会

ア 国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を組織できること。

イ 協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができること。

ウ 協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うとともに、協議会の構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費

者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができること。

エ 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(2) 消費生活協力団体及び消費生活協力員

ア 地方公共団体の長は、民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができることとし、消費生活協力団体又は消費生活協力員は、消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること等の活動を行うこと。

(五) 登録試験機関

(1) 登録試験機関の登録等

ア 内閣総理大臣による試験機関の登録制度を設けるとともに、登録の要件その他の所要の規定を整備すること。

イ 登録試験機関の登録は、試験業務を行おうとする者の申請により行うこと。

ウ 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない、その効力を失うこと。

エ 登録試験機関は、試験業務の管理に関する文書の作成その他の試験業務の信頼性の確保のための措置を講じること。

オ 登録試験機関は、登録した事項を変更しようとするときは、その旨を内閣

総理大臣に届け出なければならないこと。

カ 登録試験機関は、試験業務規程を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこと。

キ 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないこと。

ク 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならないこと。

ケ 登録試験機関は、試験委員を選任したとき、及び変更したときは、内閣総理大臣にその旨を届け出るとともに、試験委員がこの法律、処分等に違反する行為をしたときは、当該試験委員の解任を命ずることができること。

コ 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

カ 登録試験機関は、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないこと。

イ 登録試験機関は、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないこと。

ウ その他登録試験機関について所要の規定の整備を行うこと。

エ 消費者事故等の発生に関する情報の通知国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、消費者事故等の発生に関する情報の通知の円滑かつ確実な実施に関し、助

言その他の必要な援助を行うこと。

（七） 雑則  
国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

（八） 罰則その他所要の規定の整備を行うこと。

3 独立行政法人国民生活センター法の一部改正  
（一） 独立行政法人国民生活センターの役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこと。

4 政府の措置  
1 の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 施行期日等  
（一） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、1 の（四）に係る規定及び2に係る規定（二）の（四）に係る規定を除く。）は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、2の（四）に係る規定は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するもの等とすること。

（二） 消費生活相談及びあつせん事務又はこれに準ずる事務等に従事した経験を有する者は、消費生活相談員資格試験に合格した者とみなすもの等とすること。

（三） その他所要の規定の整備を行うこと。

（四） その他所要の規定の整備を行うこと。

二 消費者の安全・安心の確保を図るため、国及

び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備を義務付けるほか、国、地方公共団体、地域の関係機関、民間団体等の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設する等の措置を講じようとする本法案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十六年五月八日  
消費者問題に関する特別委員長 山本 幸三  
衆議院議長 伊吹 文明殿

（別紙）  
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関する指針を策定するに当たっては、事業者の規模及び業種に十分配慮するなど、実効性のあるものとなるよう消費者及び事業者からも意見を聴取し、これを反映させること。

二 不当景品類及び不当表示防止法における消費者庁長官の権限の委任については、緊急かつ重点的に対処すべき事案等に即応できるようにするため、施行後速やかに、消費者庁は事業所管省庁に対して必要な措置を行うこととし、また、事業所管省庁は、連絡調整体制の確立、担当職員への研修の実施など必要かつ十分な体制整備を行うこと。

三 不当景品類及び不当表示防止法の実効性を確保するため、所要の体制を整備するとともに、都道府県の法執行体制の強化のため、担当職員の配置及び研修の拡充など必要な支援を行うこと。

四 全国各地において消費者安全確保地域協議会の設立を促進し、また、地域の実情に合わせた同協議会が円滑に運営されるよう地方公共団体に対する財政支援、適切な情報提供、職員の研修機会の提供など必要な支援を行うこと。また、警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。

五 消費者の安全を確保するためには、消費者安全確保地域協議会の取組等に加えて、消費者自らが被害を回避し合理的に行動することができるようその自立を支援することが不可欠であることに鑑み、消費者教育の推進に関する法律で定める基本理念に基づき、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置を促進するなど、地域における消費者教育に関する施策を強力に推進するよう支援すること。

六 消費者安全確保地域協議会の場に提供される個人情報については、効果的な利活用と適切な保護を図ることができるようガイドラインの整備等を行うとともに、関係者が秘密保持義務を遵守しつつ、適切かつ円滑に消費者の利益の擁護・増進のための活動を行えるよう必要な啓発機会の提供等を行うこと。

七 消費生活相談等に適切かつ迅速に対応する観点から、国民生活センターの業務の透明性・公平性を確保するとともに、地方公共団体において、消費生活センターの設置や相談員の適正な配置等の機能強化が推進され、雇止め等の抑止をはじめとする消費生活相談員の待遇改善が促進されるような対策を講ずるなど、内閣府令で定める基準策定や財政的支援などを通じて積極的に支援すること。

八 消費生活相談を通じて得られた情報は、消費者に対する注意喚起等、消費者の安全を確保するための措置を講じるに当たつての基礎となるものであることから、関係機関が相談情報を適

正に利活用できる環境を整備するとともに、当該措置を適切かつ迅速に講じることができようPI-O-N-E-Tに係るシステムの向上を図り、相談情報の登録から活用までに要する時間を短縮するよう不断の努力を行うこと。

九 課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年四月八日

提出者

- 船田 元 中谷 元
  - 北側 一雄 枝野 幸男
  - 馬場 伸幸 三谷 英弘
  - 畠中 光成 鈴木 克昌
- 賛成者  
赤澤 亮正 外四十九名

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう」の下に「。第百条の二において同じ。」を加える。

第百条の次に次の一条を加える。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第百条の二 公務員(日本銀行の役員(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第二十六条第一項に

規定する役員をいう。)を含み、第百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)は、公務員の政治的目的をもつて行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為(以下この条において単に「政治的行為」という。)を禁止する他の法令の規定(以下この条において「政治的行為禁止規定」という。)にかかわらず、国会が憲法改正を決議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び憲法改正に関する意見の表明をすることができ

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。)に係る同法第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。(法制上の措置)

3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

理由

日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条第一項、第十一条及び第十二条の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、この法律の施行後四年を経過するまでの間憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を満二十年以上とし、この法律の施行後速やかに年齢満十八年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう必要な法制上の措置を講ずるものとする。ことに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票以外の国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条第一項、第十一条及び第十二条に規定されている事項に関し必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 現行法附則第三条に定められている投票権年齢に係る経過措置規定等を削除し、本則で「十八歳以上」と定められていた投票権年齢について、この法律の施行後四年を経過するまでの間、「二十歳以上」とするものとする。
- 2 選挙権年齢等の引下げについては、この法律の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 3 公務員が行う国民投票運動については、賛成又は反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限りに行うことができるものとする。ただし、

当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないものとする。

4 裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとし、その違反に対し、罰則を設けるものとする。

5 組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方について、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

6 憲法改正問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

7 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由  
日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条第一項、第十一条及び第十二条に規定されている事項に関し必要な措置を講じようとする本案は、妥当なものであると認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。

平成二十六年五月八日  
憲法審査会会長 保利 耕輔  
衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 選挙権を有する者の年齢については、民法で定める成年年齢に先行してこの法律の施行後二年以内を目途に、年齢満十八年以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講ずること。

二 政府は、国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満十八年以上」に引き下げられることを踏まえ、国民に対する周知啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、遅くともこの法律の施行の四年後には年齢満十八年以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実を図ること。

四 公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とする。

五 地方公務員の政治的行為について国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐものとする。

六 政府は、この法律の施行に当たり、国民投票運動を行う公務員に萎縮的效果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。

七 憲法改正国民投票以外の国民投票については、この法律の附則第五項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国民投票の手続、効力等に関し、本憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。  
右決議する。

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番四号  
独立行政法人国立印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

本号一部  
二 八 円  
二 〇 円  
(本体)